

議 事 日 程 (第 3 号)

平成29年12月8日(金曜日) 午前10時 開議(補正予算審査特別委員会)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第68号 平成29年度遊佐町一般会計補正予算(第5号)

議第69号 平成29年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議第70号 平成29年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議第71号 平成29年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議第72号 平成29年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議第73号 平成29年度遊佐町水道事業会計補正予算(第3号)

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 11名

出席委員 11名

1番	齋	藤	武	君	2番	松	永	裕	美	君	
3番	菅	原	和	幸	君	4番	筒	井	義	昭	君
5番	土	門	勝	子	君	6番	赤	塚	英	一	君
7番	阿	部	満	吉	君	8番	佐	藤	智	則	君
9番	高	橋	冠	治	君	10番	土	門	治	明	君
11番	斎	藤	弥	志	夫	君					

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	本 宮 茂 樹 君
総 務 課 長	池 田 与 四 也 君	企 画 課 長	堀 修 君
産 業 課 長	佐 藤 廉 造 君	地 域 生 活 課 長	川 俣 雄 二 君
健 康 福 祉 課 長	高 橋 務 君	町 民 課 長	中 川 三 彦 君
会 計 管 理 者 会 長	高 橋 晃 弘 君	教 育 長	那 須 栄 一 君
教 育 委 員 会 長	佐 藤 啓 之 君	農 業 委 員 会 会 長	佐 藤 充 君
教 育 委 員 会 選 挙 管 理 委 員 長	佐 藤 正 喜 君	代 表 監 査 委 員	金 野 周 悦 君

☆

出席した事務局職員

局 長 富 樫 博 樹 議 事 係 長 鳥 海 広 行 書 記 瀧 口 め ぐ み

☆

補正予算審査特別委員会

委員長（菅原和幸君） おはようございます。ただいまより補正予算審査特別委員会を開会いたします。

（午前10時）

委員長（菅原和幸君） 12月6日の本会議において、補正予算審査特別委員会委員長に指名されました。

ふなれであります。よろしくご協力をお願いいたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員も全員出席しておりますので、ご報告いたします。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、議第68号 平成29年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）、議第69号 平成29年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議第70号 平成29年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第71号 平成29年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議第72号 平成29年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第73号 平成29年度遊佐町水道事業会計補正予算（第3号）、以上6件であります。

お諮りいたします。6議案を一括して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（菅原和幸君） ご異議ないようですので、一括して審査することにいたします。

質疑に際しましては、簡明をお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いいたします。

補正予算の審査に入ります。

1番、齋藤武委員。

1 番(齋藤 武君) おはようございます。今回は未熟な私としてはどのような項目を、この限られた中から質問したらいいのか、非常に悩みました。悩んだ末に2つほどお聞きしたいと思います。

1つが、一般会計補正の収入の部、7ページに当たりますけれども、7ページ中ほど不動産売払収入1,983万1,000円につきましてお尋ねいたします。この件については皆様ご存じのとおり、青葉台団地の売り上げ収入でして、これをもちまして青葉台団地は全て完売ということで……すみません、失礼いたしました。完売ではありませんけれども、完売に向けて目安がついたということで、間もなく青葉台団地については区切りを迎えるというふうに認識しております。

そうした中において、青葉台団地はかなり前回の議会でも土どめ工事の件もありました。それらの紆余曲折を経てきたわけですけれども、集落に近い形で一定の人が住まう場所が確保されております。そうした中で、これ価格の問題もかなり大きいと思うのですけれども、一般的に考えて若い人からすれば、本当に一般論なのですけれども、新しい団地に家をつくりたいという人は少なからずいるのかなというふうには考えられます。そうした中で今回一定の区切りはつきつつあるということにおいて、町において今後まじり同じような形でいわゆる造成をして、段を切って、ああいうような形で住宅団地の開発をする意向があるのかどうかというのをまずお聞かせいただきたいと思います。

委員長(菅原和幸君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四世君) それでは、私からまず最初に補正の中身についてのお話をさせていただきますと思います。

残り6区画となっております青葉台住宅団地につきまして、当初2区画の分譲を予定をしておりましたが、これまでに5区画分譲になりました。その分の補正を今回上げさせていただいたというものでございます。もう残り1区画につきましては、今週あるいは遅くとも来週中には契約調うかというふうな状況まで来ております。ですから、年度中に全区画完売という状況を迎えました。見込みが立っておりましたので、全件今回の補正に上げることも可能であったわけではありますが、まず確実に歳入化されたものについての補正を、1,983万1,000円ということで増額の補正をさせていただいたというものであります。また3月になりましたら、恐らく600万円程度の補正になろうかと思いますが、増額補正計上をさせていただきたいというふうに考えておりました。

後段ありました今後の若者を中心としたいわゆる移住、定住施策としての住宅二一ズに、今後どう応えていくかということにつきましては、今回の第2期の実施計画の中でも一定程度議論をさせていただいております。所管となります企画課あるいは住宅政策を担っております地域生活課が中心となって、今後の対応策を検討していこうということで、若干なりともそれぞれの案を出しながら議論しておりますので、その内容について企画課長からでも答弁をさせていただければと思いますが、その前にもう一つ私のほうからは、これまで当課が所管しております町有地等有効活用検討委員会で、未利用町有地の具体的な箇所を上げまして、今後の活用方針を現段階での取りまとめをしております。例えば旧法務局の跡地であったり、あるいは旧遊佐保育園の跡地であったり、それから旧菅里第2団地であったりといったところの今後の活用方法、あるいは売却方法をどうしていくかというようなことも、一緒になって今後検討していくことになろうかと思っております。今例示した、あるいはその他の物件につきましては、今のところ具体的な計画はまだ定まっていないという状況でございます。

私からは以上になります。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） それでは、企画課のほうから今の状況といえますか、検討状況のほうを少しお話ししたいと思います。

青葉台団地におきましては、予想よりも早く売れたといううれしい悲鳴ということでありますけれども、本来であればもう少し時間がかかるのではないかなというふうに見込んでおりましたけれども、もう一棟もこれから契約になってしまうということで、分譲地ではなくなるということでございます。今現在企画課としても分譲地を今後予定している土地はないわけでありますので、先ほど総務課長からありましたとおり、町有地の未利用地について分譲地としてできるところがないかという部分について、今企画課の中で検討をしていると。若者定住、移住者の対応についても分譲地が全くないという状況は好ましくないわけでありますので、何とか供給をしたいなということで今現在検討をしているところであります。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 冒頭私もちょっと早とちりをしまして、完売の方向を向いているのでしょうかけれども、てっきりその分も金額が入っていると思ってお話をしてしまいました。失礼しました。

今企画の課長から答弁があったように、町有地を原則として有効活用して分譲地をするのであればそこを使いたいという話がありました。となると、いわゆる山を切り崩して造成をしてということではないということで、基本的にある程度今現在既に、十分整備になっているかどうかは別としても、それなりに平らな土地であると思います。そう考えるといわゆる造成費がかなりかかってしまうと、そういうことはないのかなというふうに思うのですが、以前若者町営住宅の整備のときに地域生活課長にお聞きしたことがあります。別にお答えいただく話ではないのですけれども、そのときは町の中に空き家もいっぱいあるではないですかと。そういうときに空き家の活用も含めて若者が住む家を検討する必要があるのではないかと、そういう趣旨においては果たして全部の空き家が幾つあって、使える空き家がこれだけあって、若者がどれだけの家を必要としていて、そういう中において若者町営住宅を建てるのであればわかるけれども、全体の数がいわゆる必要数あるいはその内訳とか、そこら辺を把握した上での若者町営住宅なのかというお話をしました。

そういう意味において企画課長にお聞きしたいわけですが、分譲住宅を今後町有地を活用してつくるというふうになったときに、それはそれで一つのやり方でしょうけれども、一方では厳然たる事実として500戸前後の空き家があるわけです。もしかしたら多分分譲方向にいくと思うのです。当然空き家の有効活用というのは十分されているわけですが、その中においてちゃんとくるめた話で分譲住宅というのが計画されていく方向であるのかどうか、そこを確認させていただきたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをしたいと思います。

これは若者定住住宅のときにも若干そこは触れたかと思いますが、当然空き家も活用していくと、そういった空き家でよろしいという方も当然いらっしゃるでしょうし、いや新築を建てて住みたいのだというニーズもあるわけですので、そこは両方とも対応していかなければいけないという認識でございますので、今青葉台がもうほぼ売れてしまうという状況の中で、全く宅地分譲地的な土地がゼロということは

避けたいなという考えであります。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） わかりました。町有地を活用したとしても、当然既存の町有地の周りに住んでいる方もいらっしゃるわけでしょうし、そういう方との調整というのも当然必要かと思えます。分譲地が必要だということは、その趣旨については十分理解できる話ですので、空き家のことも含めて総合的に考えて検討を進めていただきたいというふうに思います。

次に参りたいと思います。引き続き企画課長にお聞きすることになりますけれども、同じく予算書の11ページ、観光費の中で観光施設整備工事費というのが220万円計上されております。この中に恐らく元町湧水群のポイント整備維持補修費、六日町の水と、不足分8万3,000円というのが含まれているかと思うのですが、この8万3,000円の内訳というか中身についてはこのとおりのものでしょうけれども、どのような維持補修工事をするのかお聞かせください。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをします。

元町湧水群の維持修理分ということで8万3,000円でありますけれども、この予算につきましては11ページの観光施設整備工事費の220万円ではなくて、8ページ、款項目でいいますと、2款総務費、1項総務管理費の8、企画費の中の修繕費8万3,000円、この部分が元町湧水群の修理分でありまして、これにつきましては通称六日町の水と呼ばれております忠魂碑、老人福祉センターのところに入っていくところの井戸水、これが10月に漏水いたしまして、緊急に修理をさせていただいたということで、既決予算とその残額、総額で22万6,800円ほどかかりましたけれども、既決予算との残額の8万3,000円を補正させていただいたという内容でございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 「ゆげ湧水散歩」というリーフレットを遊佐町ではつくっております。その中に14カ所の町なかの湧水が、まちめぐりパーク案内図というところに載っております。その中の一つに今言っていた六日町の水があるわけですが、今回は六日町の水の出ているところの修理をしていただくということなのですが、残る14カ所が果たした元気かどうかというと、必ずしもそうではないような気がするのです。今申し上げた湧水散歩のリーフレットがつけられたのが、ちょっとわからないのですが、役場の企画課の窓口にあったのを今いただいてきたのを見ると、28年3月に刷っているということで、ひょっとしたらこれ増す刷りで、この前からあるのかもしれませんが、何を言いたいかということ、六日町の湧水も含めて、この地図にある14の湧水のうち、設置当初は水がちゃんとある程度出ていたというところもあるのでしょうかけれども、今に至ってはちよろちよろとしか出ていない、季節変動もあるのでしょうけれども、ところがあるような気がするのです。そういう中において全体の整備というのを改めて必要になってくるのではないかと、対処療法的にやるのも必要ですが、全体の整備も必要かなというふうに思うわけですが、そこらについてどのような検討がされているのかお聞かせください。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

まちめぐりパークにつきましては、全部で14カ所ほど整備、1カ所ほどは自前で、そこのお宅で整備さ

れたものもございますけれども、14カ所を回るコースということで、ちょうどいい散策といいますか、距離のコースだということで、いまだに人気があるという箇所でございます。ただ、整備したのが平成19年ということで約10年ほどたっているわけでございますので、一部には整備したところが破損した部分もございましょうし、井戸水の状況が少し細ってきたという部分もあると思いますので、一定程度もう一度整備をしてきちっと状況のほうを確認したいというふうに思います。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） このリーフレットにはただし書きというか注意書きがあるのです。右上のほうですけれども、殺菌されていない自然水のため、飲料の際はご注意くださいというふうに書いてあります。これはいわゆる自己責任の話だと思うのですけれども、私もいろいろ人体実験をするわけですけれども、さすがに人体実験するまでもなく、これは危ないなというのがあるわけです。コケむしていて、コケというのはいい意味でのコケではなくて、とよの部分にコケというかソブみたいなのがついていて、これはまずいなというところがあったりするわけで、確かに自己責任は自己責任なのだけれども、見るからにこれは危ないなというところに関しては、やっぱり整備のときに考慮すべき必要があると思うのです。

ちなみに先日文教産建常任委員会で四国の西条に行ってきました。西条は企画課長もご存じのとおり湧水を生かしたまちをしているわけですけれども、その市役所の隣にもぼこぼこ湧いている、自噴している湧き水があります。非常においしい水で飲んできたわけですけれども、そのそばに立て看板があって注意書きがあるわけなのです。そこに何て書いてあるかというと、この施設の水は水質基準に適合していますが、適合しているのです、まず。それで続きがあって、ただ、飲むときには手を洗うなど衛生面に十分注意してくださいと書いてあります。自己責任は自己責任だけれども、ちょっと言い方が違うと。一応何か看板を立てなければいけないということもあって立てたのでしようけれども、あくまでも水質基準には適合していますよということでした。遊佐町に関してはそういうことではなくて、また別な角度から、全く自己責任みたいな話になってしまっているということですので、ぜひそこら辺は我々地元の人であればこれは危ないなと見分けつくかもしれませんが、よそから来た人はやっぱり見分けつかないということもあるでしょうから、そこら辺は特に考慮していただきたい。場合によっては水質検査をして大きな部分だけをピックアップするということもあるかと思うのですけれども、特に衛生面は非常に気になる部分だと思いますので、そこら辺に関してちょっと企画課長、見解があればお聞かせいただきたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをします。

井戸水の場合はどこもそうだと思いますけれども、実際に検査をすれば本当に微量ではありますけれども、細菌は出てしまうという状況であります。そこは自己責任でということをお願いはしているわけですけれども、パンフレットの表現の仕方等々についてももう一度検討する必要があるのではないかなというふうに思います。また、現地のほうもやっぱりある程度年数始めてからたっているわけでありますので、そこは確認する必要があるのではないかというふうに感じております。

委員長（菅原和幸君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 実は町なかに湧水が出ているというのは、いろんな可能性を秘めていることだと

思うのです。例えば一番すぐ考えられるのはいわゆる町なかの散策です。いろんな形の町なかの散策がありますけれども、この地図のとおり湧き水を転々とめぐって、場合によってはお店で買い物をしたり食事をしたりということは、非常に磨き上げの仕方によって魅力的になってくると思います。

それから、長野県の小布施にはオープンガーデンというのがあります。町なかにあるお庭を一部開放してどうぞごらんくださいというお宅が結構あつたりします。遊佐町で言えばちょうど副町長のお宅のお庭非常に立派な、ああいうふうな感じのところがオープンガーデンになればというふうなイメージです。そういうときにオープンガーデンのところに湧き水があつて、そこ飲めますよというような整備の仕方があれば、それもひとつおもしろいのかなと思います。

それから、企画課にさらに関連して言えば、今遊佐町にそれほど数はまだ伸びておりませんが、小学校が野外学習あるいは修学旅行で来ています。そのときに先生方からのニーズとして自主研修できる場所ありませんかというふうに聞かれます。自主研修何かというと、一定の時間、子供たちが一定の地域を自由にめぐって学習するということなのです。例えば自主研修で有名な場所は会津です。会津のまちは子供たちがある程度歩いて、あるいはタクシーを一部使うかもしれませんが、自主研修ができると、そういう場所を先生方は求めています。遊佐町においてできるのですかというふうに聞かれたときに、今の元町の湧水の状況、ちょっといろんな状況がありますので、そういう状況においてはちょっと厳しい部分あるかなというお話になってしまいかねないです。そのときに整備をし直して、飲んでも大丈夫だというようなところがそろえば、子供たちが自主研修をそこでするという可能性も出てくるわけなのです。そういうこともあるので、ぜひこれは積極的にしていただきたいというふうに申し上げているわけです。

さらに言うならば、再整備に当たってぜひ遊佐の小学校、中学校、そして遊佐高校と連携してもいいかなというふうに思うのです。それぞれの学校で湧き水だとかあるいは湧き水にすむ生物の勉強をしておりますので、ぜひそこで話がつながってくると思うのです。そういった点も含めてぜひ検討を積極的にしていただきたいというふうに思いますけれども、企画課長、そこら辺についてお考えがあればお聞きして質疑を終わります。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをします。

いろんな可能性があると思いますので、まずはしっかりと環境なりを整えて、その上で教育関係に生かせるのであればそこは十分協議をしていく必要があると思いますし、そういう可能性があるならお話をしてみたいなというふうに思います。

委員長（菅原和幸君） これで1番、齋藤武委員の質疑は終了いたします。

4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 私のほうからも若干質問させていただきます。

1番、齋藤武委員も伺っておりましたが、いわゆるこれからの分譲地というのは町としてどのように取り組んでいくかということに関して伺いたします。遊佐町では平成20年に土地開発公社解散以来、遊佐町においては分譲地開発は行われてきておりません。先ほどもありましたけれども、移住定住を推進し、光が見え始めたとも言える町にとっては、分譲団地のニーズはまだまだあると考えます。分譲団地開発の必要性をいかにお考えか、町長と地域生活課長にお伺いしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 時田町長。

町長（時田博機君） 大変恐縮ですが、議案としては青葉台の補正という形でできていますので、そのような質問に関しては一般質問で堂々と議場で提案いただければありがたいと思います。私は補正予算審査特別委員会というのは補正予算に関する質問という形で、例えば価格が適正だったのかとか値引きがどうだったのかとか、そのような形だと思いますけれども、住宅団地の政策は今回の議案には入っておりませんので、ご理解をお願いしたいと思っています。

委員長（菅原和幸君） 質問の仕方をちょっと加味して質問を継続してください。

4番（筒井義昭君） 分譲団地の開発の必要性ということに関しては、さきに1番委員からも質問があったので、ある程度方向性、町の考え方についてはお聞きしたので、これは飛ばしたいと思います。

次、伺わせていただきます。産業課に対してです。7ページ、款は財産収入、項は財産運用収入、目は財産貸付収入、節は土地建物貸付収入とあります。こちらは遊佐元町地域交流センター駐車場用地貸付収入として8万9,000円が計上されております。それと同じ事業において、これは歳出に関してですけれども、款商工費、項商工費、目商工振興費、節負担金補助及び交付金、これはゆざつとプラザ前のJR高架橋工事に伴う駐車場用地の賃借料であります。これというのは財産収入として8万9,000円、そして用地賃借料として8万4,000円、この金額についてお伺いしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

まず歳入の部分ですけれども、土地建物貸付収入ということで、この件に関しましてはJR遊佐駅の跨線橋が老朽化したことに伴います改修工事をJRさんのほうで施工するということになりまして、その際工事車両でありますとか資機材の置き場が必要だということで、町のほうにご相談のほうがありまして、現在駅利用者の方々の駐車場になっておるスペースありますけれども、その部分をお貸し願えないかと、跨線橋のすぐ近くにありますので、いろんな資機材を重機を使って搬入しやすいといったことも含めて、あそこでないとなかなか搬入できないというところがありまして、そこを何とか貸していただけないかというお話でございました。その部分の面積、お貸しする部分の面積が644.38平米ほどございます。それから、期間につきましては、9月の20日から来年の3月20日までの182日間という日割りを行いまして、一帯の評価額、平米当たり7,000円に、面積と税率と日割りを掛けて算出した額が8万9,965円ということで、8万9,000円の歳入とさせていただいたという内容でございます。

これと連動しまして、歳出の部分でございますが、先ほど申し上げましたとおり駅を利用される方の駐車場のスペースが、工事車両置き場となっていないということになりましたので、JR遊佐駅に向かって左側のスペースに今職員の方の駐車スペースがございます。その部分について職員の駐車場のスペースを全部移動させまして、そのエリアに駅利用者の方にとめてもらうということをしたわけでございます。職員の駐車場につきましては、6台分を今資材置き場になっています駅利用者の方々の駐車場のすぐ向かい側に民地のほうをお借りしまして、その部分もお借りしている部分があるのですけれども、その部分に6台を置くような形にしまして、あととめれない分については、町営駐車場の中央駐車場に置くようなこととしたものでございます。その6台分を置くスペースの借り料としまして、1台当たり月額2,000円ということでの7カ月分ということで、8万4,000円の計上をさせていただいたという内容でございます。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 駐車場が現状で間に合っているのか。そして町営駐車場のほうにも駐車いただいているというお話でしたけれども、ゆざっとプラザ施設内の事務所及び店舗の職員だけで、私は二十四、五名はいるのではないかと考えます。プラスただいま話に出ていたように、JRを利用する乗客の車の駐車台数を考えると、やっぱり30台以上の駐車スペースの確保が求められていると思うのですけれども、現状において対応はできているのかお伺いしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

現在の駐車スペースの使い方を見ますと、まずは十三、四台のスペースの中では充足はしているのかなと思います。ただ、年末年始等いろいろ、どのような形でふえるかもしれませんけれども、その部分で状況を見ながら、まずはスペースがもっと必要であるというような判断をされた場合は、今お借りしている6台分のスペースを従業員の方ですけれども、その部分を町営駐車場の中央駐車場内に移動させていただいて、その部分をあけるとかというような方法をとらせていただきたいというふうに思っております。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） やはり年末年始になると、非常に混み合っている風景もお見かけしますので、しっかりとJRの利用者の方々には不便が生じないように善処していただきたいと思っております。

次、移らせていただきます。次は11ページ、款は商工費、項は商工費、目は商工振興費、節は負担金補助及び交付金となります。ブランド推進協議会負担金374万9,000円、これのいわゆる概要書を見ますと、厚生労働省委託事業、実践型地域雇用創造事業の受託事業にかかわる消費税未申告分、平成24年から平成28年の5カ年分とあります。財務会計における見解の相違によるものなのかお尋ねすると同時に、返納に至った経緯を伺いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

まず実践型地域雇用創造事業、国から委託を受けて町が受託をしている事業でございます。平成18年度から取り組みをしまして、1期3年でただいま4期目にさしかかっているという状況でございます。この件につきましては、平成26年度におきまして山形県の労働局より、いわゆる公益性の高い事業であっても、国からの委託事業であっても消費税の課税対象になるのではないかとということで、一度税務署さんのほうにも確認をしてくださいというような指導がありました。町では酒田税務署さんのほうにお邪魔して、いろんな相談をしたわけですけれども、そのときの税務署さんの回答によれば、そういった事業であるとケース・バイ・ケースであるということで、まずは明確にそれが課税対象になるとかという判断は、町での判断というような形での回答となっていて、前年までの申告もしてこなかったということもございまして、引き続き町でやる事業に対して公益性が高いという理由で、労働局にはその旨を文書で回答しておるとございまして。

平成27年度についても、この事業は毎年監査がございまして、その分そういったお話は労働局さんよりありましたが、26年度と同様ということでお話をしていたということもございまして。

ことしの8月に再度これまでの経過を踏まえて、もう一度税務署さんに相談してくださいということで、

強い指導が入ったということもございまして、税務署さんの法人課税課のほうにお邪魔をしました。ということで、その中で得た結論ということでございましたけれども、国との委託契約、うちは受託なわけですけれども、消費税法上のこの場合は役務の提供に該当するということで、原則委託業務にかかわる費用、いわゆる受託収入ですので、委託料をいただいているわけですけれども、受託収入分全体に消費税がかかるということでのお話があったということでございます。地方公共団体についても原則課税事業者になるということでございました。

そういったことを受けまして、未申告という状況でございましたので、申告の手続をとりまして、税の未申告の遡及は税法上5カ年までですので、24年分からの分でございます。本税で324万9,800円、それから延滞税で28万6,200円、それから加算税で21万2,500円のトータルで374万8,500円ということで、374万9,000円の補正に至ったという経過でございます。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 了解いたしました。これは厚生労働省の委託事業分にかかわる消費税、過去5年間ということで理解いたしました。

次、移らせていただきます。次は教育課のほうに質問させていただきます。14ページ、款教育費、項社会教育費、目文化財保護費、節償還金利子及び割引料、この事業の概要は、小山崎遺跡発掘事業にかかわる平成23年度から平成27年度国宝重要文化財等保存整備被補助金返還金、これ102万4,000円となっております。この返還金というのは遺跡出土品の調査費に関しての返還金と認識しておりますが、返還要求の内容と、今回補正計上に至った経緯を説明願います。国の史跡指定に至らなかったことによるものなのか、調査段階でのイレギュラーによるものなのか、説明願います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

委員のお話のとおり、小山崎遺跡の発掘事業につきましては、国の文化庁が所管をします2分の1の国庫補助事業を利用して行ってきたわけでありましたが、昨年の12月にちょうど会計検査が行われました。そのときに平成23年度から平成27年度の5年間の検査を受けたわけでありましてけれども、その中で補助対象外の経費が入っていたということで、一例を申しますと、作業員賃金の有給の部分と時間外手当の分、それから通勤手当の分、これは補助対象事業に含まれないということが指摘を受けております。さらに分析等謝金の策定根拠が明らかになっていなかったということ、それから費用弁償や切手代などの役務費の支出も明らかでないという指摘を受けております。そういったことから今回検査院の指摘を受けて文化庁が再度指導をするという形になって今年度に至ったわけでありましてけれども、今年度、先般文化庁のほうに頭末書等を提出をいたしまして、今年度中の返還がほぼ決まったということになってございます。

ただし、報償費等の謝金の一部につきまして、文化庁のほうはまだ判断つきかねないところがございまして、その最大を見積もった場合に204万7,000円ほどの不確かな経費があるということで、その2分の1分の102万円になるか、あるいは総額58万7,000円ほどでそのうちの2分の1の29万3,000円ほどになるか、そのどちらかはまずは文化庁の判断待ちということになってございますけれども、今年度中の返還がまずは決まったということでありまして、最大見積もりまして大きい方の金額の102万円ほどを今回補正計上させていただいたということでありまして、国の史跡指定に至らなかったこと、そういうことは全然

関係はないということになっております。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 謝金の一部というふうな答弁、答弁中にありましたけれども、謝金の一部、この謝金とはいかなる調査事業とか、いかなる行為に対する謝金であるのか、ご説明願います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

小山崎遺跡から発掘されたときの遺物の、例えば石器の石の材質の同定の検査でありますとか、さまざまな検査が必要なわけでありまして、それを担当者のほうが、一応大学等の著名な先生方にまずはお願いをして、今回調査をしておりますが、会計検査院の指摘ではその先生方に個人的に委託するものが、あるいは測定する業者さんもおられますので、そちらに委託すべきなのかをはっきり、どちらが本当に正しいのかということで指摘を受けておりますけれども、どちらもまずはこちらとしては個人的に知り合いの先生方をお願いをしていた経過がございますけれども、業者に再委託した場合はそれよりも高い金額になるということもございまして、まずはそういった両者に支払った額と、新たに業者に頼んだ場合の額を算定をしまして文化庁に示したわけでありまして、それが本当にどちらになるかということで、今現在まだ文化庁のほうで精査をしているという段階であるかと思っております。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） そうすると、出土品の遺物の調査をさまざまな数値的な検査、そして調査というものを大学の専門の先生とか、そういう調査専門の業者に、ある程度両方をお願いしていたというふうな理解の仕方よろしいわけですか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

町のほうでは業者に頼んではおりませんで、それぞれこれまでつながりのあります先生方をお願いをした経過、その結果であります。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） ではそういうふうな専門的な調査というのは業者には依頼しないで、今までもつながりのあったところの大学の先生方をお願いしたことへの謝金という理解の仕方よろしいわけですか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

一応先生方に頼んだことは間違いはないのですが、会計検査の指摘の中では同定検査を頼んだ委託契約の書類がないとか、支払った経過はあるのですが、根拠となる資料がないということでありましたので、そういう指摘を受けているところであります。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 何となく、何となくわかりました。なかなかこれというのは業者に委託するとなると、出土品のいわゆる点数みたいなもの、いわゆる出土品の量とか種類、そういうのをしっかりとした上で業者に委託するときは、そういうふうな業務も発生してくるのだと思うのですが、やはり今まで

関係のあった専門家に依頼したことによって、その仕事量というか調査量というのがなかなか算出しづらい状況下であって、それが長く続いてきて、今回返納する額の幅はあるみたいですが、そういうものが生じたのだというふうに理解させていただきます。

次、移らせていただきます。13ページ、款教育費、項教育総務費、目事務局費、節報酬、これ町立学校適正整備審議会委員報酬とあります。審議会開催に向けた予算計上であると考えますが、審議会の設置期間、そして審議委員の構成人数、そして平成29年度においてはこの審議会を何回開催する予定であるのか、伺いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） なお、上衣は自由にしてください。

佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

今回条例の改正関係にも上げてございますけれども、まずは遊佐町立学校適正整備審議会の設置条例に基づきまして、適正整備審議会を開催をしたいと思っております。一応その第2条の中で構成員の委嘱する委員のお名前が載っておりますけれども、一応代表するものが遊佐町の小中学校長会が2名、各地域自治組織の代表者が6名、それから遊佐町立小学校PTA代表6名ということで、今回条例の改正をさせていただいて、小学校が5校でありますので、遊佐町立小中学校のPTA代表6名という形にさせていただきますが、そのほかに行政機関の職員若干名と学識経験のある者を若干名という構成にしたいと思っております。

前回の平成23年度に適正整備審議会を開催しておりますけれども、そのときのメンバーは19名でありましたので、一応設置条例の中では20名以内という構成になってございますが、今回は17名ほどの構成メンバーとして諮問をしたいと思っております。今年度中の開催は一応補正に計上しているとおり、2回ほど3月までに実施をしたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 今年度中は2回、そして構成委員数は17名であると理解いたしました。

これに似たような関連で、平成28年3月24日に議決した議第12号によれば、小学校適正整備に関し、小中学校PTAを中心に町の小中学校全体の適正整備を考える場を設けるを受け、小中学校の今後を考える懇談会が開催され、行政報告書によれば9月20日には幼稚園、保育園、小中学校の各保護者によって小学校適正整備に関する意見を集約したと行政報告にはあります。集約内容はいかなるものであったのかお伺いいたします。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

まず、前回の適正整備審議会の答申によりますと、最初の複式があらわれるのが平成40年ごろの予想になってございました。そのときから大分変わってきてございましたので、今現在の出生状況等を確認しながら予測をした資料も出したところでありましたが、そういった資料を出しますと、一番最初に複式が考えられるのが平成34年度ごろと、平成がかわるかもしれませんが、平成であれば34年度に最初の複式が生じるのではないかと予想が立てられたわけでありまして、そういった資料を懇談会の中で説明しながら意見の集約を見たところでありまして、おおよその意見、ほとんどでありますけれども、

やはり一つの小学校にしていくというようなお話は前から出ていたわけでありますので、その時期がいつになるかは早期に示してほしいということで、それがPTAの保護者なり地域の方々の不安を払拭することになるというようなことを言われておりましたので、まずは今年度、早期に適正整備審議会を立ち上げて、そういった予測では平成34年度に最初の複式が生じるおそれがありますので、それを見込みまして、早目の統一、一つの学校にする時期を判断していただければと思っているところであります。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 今回、遊佐町立小学校適正整備に関する審議会を設置したというのは、これは平成24年度3月に、いわゆるさきの適正整備に関する答申が出されております。その中では2030年、平成42年度ごろに遊佐町1小学校とすべきであるという答申が示されているわけでありますけれども、平成42年がもう少し早まるのだと、今の答弁でいうと平成34年ごろには複式という問題が生じて、そしてさきの適正整備審議会の答申によれば、複式は避けるべしというふうな答申を受け、いわゆる統合問題、統合というのが平成42年度よりもずっとさかのぼった形になるだろうということを想定した上での、今回の適正審の設置と考えさせていただいてよろしいわけですか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

当然今現在の出生数と、今後のそれぞれの小学校への入学者数を推測いたしますと、平成34年度に今の状況であれば高瀬小学校から始まるということが推測されますので、当然その前には一つの学校にしたほうが、さきの適正整備審議会の答申をもとにはありますけれども、そういう方向になるわけで、そのためにはどこの小学校にするかということになりますと、遊佐小学校が妥当という形にはなりますが、今の遊佐小学校の学級の数最大で12でありますので、一つの学校にした場合についてはさんさんプランによりますと19学級必要だという状況も考えられますし、それには学級数の不足の分をどうするかというハードの問題もございますし、スクールバス等の問題も一緒に考えていかなければならないということもありますので、早目のそういった一つにする時期を明確にさせていただきたいというところであります。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 了解いたしました。

最後に、産業課のほうにちよつと戻らせていただきます。ページは11ページになります。款商工費、項商工費、目は商工振興費の中に需用費として元町地区の街路灯の修繕料40万円ほどが計上されておりますし、その下の工事請負費、同じくこれは元町地区の街路灯LED化交換工事だと思えます。これが100万円ほど減じられております。この事業に関しては3年前、3年計画で取り組まれ、そして事業進捗状況が早かったために前倒して昨年度は吹浦地区も取りかかっていたことによる、本年度の100万円の減額という形になると思うのですが、修繕料と街路灯LED化工事業の経過、進捗状況というのはほとんど吹浦地区も完了している状況なのだと思いますけれども、取り組み経過について答弁願います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

まず、工事請負費の街路灯のLED化交換工事のほうの100万円の減額の理由については、吹浦、元町地区の街路灯のLED化工事を施工したわけですが、当初66基を見込んで当初予算の計上としてお

ったわけですが、28年度予算の中で冬期間の修繕によって既に更新になったものがありました。球切れで、この際LED化しようということで修繕をされたものがありまして、結果として今年度の基数については、66基から減じて45基を施工したわけでございます。その結果、21基減ということで、この100万円の減額を生じたという内容でございます。

修繕の40万円につきましては、交換済みのLEDの中でソケット部分が不良だということで、いろいろ原因はあると思いますけれども、暴風雨ですとか、雷ですとか、そういったものが要因しているのかもしれませんが、ソケット部分に不都合をいたしてLEDがつかなくなるという現象が見られて、ソケット部分を直しているものということで、10基分を見込んだ、1基当たり4万円の部分の修繕料ということでございます。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） 修繕料を拝見したときに、40万円という額を拝見したときに、よく全国で言われているところの屋外にある照明が雷によって電球、ソケット部分が全部やられてしまう。LEDの場合は白熱灯や蛍光灯と違って、雷にやられたときに電球部分、蛍光灯部分を交換すればいいというものではなく、ソケット絡み交換しなければいけないようなものでありますので、雷被害によるものなのかなと事前にお伺いしたところ、雷によるソケットの損傷事例はないのだと、そういうふうな修繕費は発生していないというようなお話でありました。

しかしながら、全国的に言うとLED照明にしても、そうでない照明にしても、落雷によって損傷してしまう。そしてソケット絡み交換しなければいけない例が非常に多いと報道されております。それに対応すべく雷対策にサージ保護モジュールという小さなブレーカーのようなものであります。LEDソケットの前に小さなブレーカーみたいな部品をつけることによって、電線に高圧の電力が流れたときにそこでブレーカーが落ち、そしてソケット部分を守るという部品であります、小さい部品だそうです。そういうものをつけているというような元町の街路灯なのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

いわゆる各1基ごと、機器ごとのそういった雷避雷、アレスター系の機材はついていないということでございます。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） やはり3年前から取り組まれている新しい事業であります。そういう意味ではやはり雷対策というのが全国的に報道されていることを踏まえ、やはり今後はサージ保護モジュールという、雷対策の機器をつけるべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

雷が一旦入ってしまえば全部回路損傷ということになって、それが隣の基、隣の基というふうに雷の到達で伝わっていくわけですので、やはり避雷というのは重要な項目とは思っております。ただ、従来のアレスターなんかですと、昔でいうヒューズみたいなもので1回雷が入ると、自分が犠牲になって回路を守るといような仕組みでありますので、その都度交換が必要ということで、今委員のおっしゃった保護モ

ジュールでいわゆるブレーカーが落ちるタイプであれば、それをまたリセットすればよいという形であると思いますので、そういった資材、どのようなものが、ちょっといろいろ見きわめて、あとは経費の問題もありますけれども、検討させていただきたいというふうに思います。

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4番（筒井義昭君） これ後づけも可能な部品というか器具のようでありますので、ここ二、三日遊佐地区でも、私の住まいする吹浦地区では夜半方になると雷、ゴロゴロ様が暴れているようであります。そういうものに備えた形で雷から屋外のLED照明を守るという施策を、ぜひ検討していただくことを提案させていただきます。私の質問を終わらせていただきます。

委員長（菅原和幸君） これで4番、筒井義昭委員の質疑は終了いたします。

8番、佐藤智則委員。

8番（佐藤智則君） 手短にお聞きします。

行政報告書の中にもありました。いわゆる本格的な冬到来の前に除雪の対策本部、12月1日に設置したということで報告がありました。そういった除雪に関することでちょっとお尋ねしたい。ページが12ページの道路維持費、節が13節で委託料、設計委託料300万円、おおむね見当はつくのですが、これは何なのですか。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えをいたします。

この300万円の増額の内容ですけれども、来年度除雪車の格納庫の建設を予定しております。そのために今年度基本設計を行う予定でした。そして300万円ほど当初予算で計上させていただきましたけれども、確認をしましたところ、建築関係は基本設計と詳細設計を同時に発注するというのが一般的なようです。その関係で調べましたところ、詳細設計をするのに同じぐらいの額、300万円ほどかかるということがわかりましたので、今回基本設計、そして詳細設計を同時発注するための不足分300万円を増額をさせていただいたというものであります。

委員長（菅原和幸君） 8番、佐藤智則委員。

8番（佐藤智則君） 自分もいろいろこういった質問なんかする機会、今までもありましたけれども、詳細設計というのは余り耳にしなかったと思います。それだけいろんな設計の計画の段階で、やはりそういったことも必要視されてきた時代なのかなと、こんなふうに思いますけれども。

平成28年度の決算においても賃借料、格納庫として使用している賃借料は168万円の平成28年度決算でありました。恐らく今年度、29年度もそのぐらいの賃借料は支払わなければいけない状況にあるのかなというふうに思っていますけれども、いよいよ先が見えてきた。建設しよう、設置しようというふうなことで見えてきた。そんなことから計画の中では恐らく平成30年に工事に入るやに思っております。

そこでこれはおおむね自分もわかっているという状況の中で、やはりこういった会議ですから、基本的なことなのであえてお聞きします。場所はどこに建設する予定なのがお聞きします。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 格納庫の建設予定地については、大楯浄水場の敷地に入る道路があるわけですが、その道路、学校のバスの車庫の北側に進入路があるわけですが、進入路から北側、

中学校の敷地を利用させていただいて、そこに今回建設をする予定でございます。

委員長（菅原和幸君） 8番、佐藤智則委員。

8番（佐藤智則君） 以前もそういった質疑応答があったやに自分も記憶しておいて、場所はそういうふうなところだったのだなというふうなことでありますけれども、やはりこういった議会というのは、ましてやきょうは本会議、議事録にしっかりと載るわけですから、そういったことでいろんな人方が場所はそこなのだのと、大楯の今の学校のバスの駐車場の裏手になるのかなと、こんなようなことで場所も確認できるわけですし、あえてお聞きしましたけれども。

そんな中で今年度がいわゆる第8次の振興計画の状況において、今年度がいわゆる基本計画に入るといふ計画です。それをやっておられるのか、やっていないのか、ちょっと自分で定かではないのですけども、それ以後いわゆるさっきのお話にあった詳細設計、そして実施設計。それで入札、落札、竣工、供用開始というようなことになっていくわけです。来年度、平成30年度のいわゆる竣工を終えて、供用開始できるという予想はどのくらい見ておられるのですか。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） これから詳細な工程は見ますけれども、まずは安全を見れば年度内いっぱいを見る。要は格納庫としては来年度はまだ使えない状態ですので、先ほど少し話出ました現在格納庫として使っている、借りている場所は、来年度いっぱいには必要になってくるかなというふうに考えております。

委員長（菅原和幸君） 8番、佐藤智則委員。

8番（佐藤智則君） すみません、年のせいちょっと耳遠くなりまして、大事な大事なことを私お聞きしましたのですから、もう少しマイクのほうに近づけて、再度お願いしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 建設予定期間、一応1年間といたしますか、発注時期が4月1日に発注できないと思いますので、その辺の準備も含めて六、七月ごろになるかちょっとわかりませんが、まずは年度内いっぱいを考えております。ですので、今借り上げている建物についても、まずは予定としては来年度いっぱいには借りる必要があるのかなという考えでおります。

委員長（菅原和幸君） 8番、佐藤智則委員。

8番（佐藤智則君） 申しわけありませんでした、再度同じようなことを答弁させてしまいまして。確かに私も確認できました。

そういった状況において何台格納できる規模なのか、またどのような機種の格納になるのか、お聞かせください。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えをします。

今現在遊佐町で保有している除雪機は、ドーザーと言われる排土板のついているものと、ロータリーを回転させて排雪する機械、これ合わせて18台あります。将来的には今現在業者さんが保有をして町の除雪に当たっていただいている業者さんも、重機を保有していることが容易でない状況に近年なっておりますので、町としては将来的にはさらにドーザーになるかと思いますが、増強する必要が出てくるのかなとい

うことも想定をしております。それを加えまして、ドーザーとロータリー車を合わせた21台の車を格納できるスペース、そのぐらいの建物にする必要があるということで検討しております。

委員長（菅原和幸君） 8番、佐藤智則委員。

8番（佐藤智則君） とても大事なことです。今現状なかなか業者が方々が持っている車両が、なかなかこれからの確保が難しくなっていくというのを目の前にして、将来の町としてのそれに対する対策はどんな台数、それからどんな機種、そんなことを今から考えていろいろ、ましてや格納庫ですから。その格納庫が台数に合った、しかも将来的にもその余裕が持てるような格納スペース、そういったものを今から考えておくというのはとてもすばらしい、大切なことだと思うのです。

それでこの件は最後になりますけれども、建設に要する概算での工事費はどのぐらい見積もっていますかということをお聞きしたい。もし今出なかったら、後ほど知らせていただければそれで結構です。今出なければ知るよしもなしというようなことでもありませんので、後ほどでも結構であります。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） これから予算要求させていただきますので、振興計画に計上させていただいております金額にあわせて要求をさせていただきますと思います。

委員長（菅原和幸君） 8番、佐藤智則委員。

8番（佐藤智則君） 妥当な答弁だと思います。

これで地域生活のほうは終わりにして、もう一つだけ。教育課のほうに一つだけお聞きします。次の13ページになりますけれども、小学校費の学校管理費、その節が15節工事請負費234万2,000円、施設改良工事費と説明欄にあります。これをちょっとお聞きしたい。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

234万2,000円の内訳としては、遊佐小学校の防火シャッター改修工事が162万円、それから遊佐小学校の遊具の改修工事、ブランコと鉄棒でありますけれども、これが72万2,000円という見積もりになってございます。

委員長（菅原和幸君） 8番、佐藤智則委員。

8番（佐藤智則君） なかなか小中学校も建設してから、自分自身もちょっとわからなくて。ちなみに遊佐小学校、何年になりました。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） 申しわけありません。詳しくは把握しておりませんでした。十四、五年はたっているかと思っております。

委員長（菅原和幸君） 8番、佐藤智則委員。

8番（佐藤智則君） 決していたずらにそんなことを聞いたわけではなくて、ずっと出るのかなと思って。自分自身わからなかったものですからお聞きしました。

というのは、何でそんな年月のことに答弁をいただこうと、そんなことでありますけれども、やはりいろんな施設、施設が年月を経過していけば老朽化してきます。そんな中でやはり今回の補正は小学校の場合は遊佐小学校の2つのシャッターと、それから遊具についての補正ということになりますけれども、や

っぱりいろんな小学校から実はこういうところが私の小学校では困っておりますとか、いろいろやっぱり中学校も含めてあるのだと思うのです。だんだん、だんだん年月がたってきておりますから。

その中でちょっと関連で、小学校の補正においての関連でお聞きしますけれども、高瀬小学校体育館西側雨漏りします。それは小学校のほうから報告はもちろんあったと思いますが、いかがですか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） 高瀬小学校の体育館の雨漏りについては、私把握をしておりませんが、遊佐小学校の雨漏りは建設当初からあるということは聞いております。

委員長（菅原和幸君） 8番、佐藤智則委員。

8番（佐藤智則君） 私は直接地元の小学校の経営者から聞いたのです。教育委員会に報告している。私の耳がかなりおかしくなければ、私はそういうふうに聞きました。そんな大事なことを教育委員会を通さないと報告なしということは、まず普通だったらありっこない。というのは、何をおまえは言いたいのかということです。やっぱり今申し上げたように、どんどん、どんどん建物施設というのは老朽化していく。その中で適時適切に補修の手当てをしないことには、傷みがどんどん、どんどん激しくなっていく。これは予想だにすることです。ですから、やっぱり計画を立てて、このことには小学校も中学校もさまざまお願いはあるのだけれども、1年でこれだけのことしかやれないね、そういう計画しか立てることができないね。では順送りだね、このお願いはとかというのは当然ある。でも、やはりどういう状況にあるのか、連絡を受ければ即現場を見る、これが第1番目だと思うのです。それが課長が私はそういったことは承ったことがないというのですから、私も不思議だなと、そんなふうに思っているのです。だから、いろんな小学校の施設、中学校の施設、ちなみに中学校の同じですけれども、施設改良工事費というのは何なのですか、中学校は。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

中学校の施設改良工事につきましては、野球部の物置きの購入費用97万2,000円と、それからボイラー室の鉄の扉の補修が30万円ということになっております。

委員長（菅原和幸君） 8番、佐藤智則委員。

8番（佐藤智則君） 町長や、そんなに重箱の隅つつくようなこだわり持たなくても結構でしょう。だから関連でと私言っているはずですが。その辺は私は許容範囲かと思えます。

そんなことからぜひともこういったことに対しては、いわゆるこっちの言葉で言えばぶん投げれ、それで同じような状況というのはあろうはずもない、どんどん傷んでいくという状況は考えられるけれども、傷むことはそういった状況でどんどん傷んでいく、ほったらかしておけば。だから適時適切にどうか対応していただきたい、こんなふうに思います。お願いします。

終わります。

委員長（菅原和幸君） これで8番、佐藤智則委員の質疑は終了いたします。

5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） 私のほうからは健康福祉課のほうから入っていきたいと思います。

補正議案書の中の10ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、10節負担金補助及び

交付金 2万5,000円、がん患者医療用ウィッグ購入費補助助成金とありますけれども、その内訳をお願いします。

委員長（菅原和幸君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをいたします。

今回 2万5,000円の補正のお願いでありますけれども、当初予算で 7万5,000円いただいております。今年度に入りまして 3人の方に助成をしておりますけれども、いずれも上限額である 2万円を助成をしているということで、既決の残予算が 1万5,000円となっております。そのために今後申請あった場合に対応できないということでもありますので、上限額 2万円として 2人分の確保をさせていただきたいということで、既決残の 1万5,000円と今回補正の 2万5,000円を足して、4万円を確保していきたいということでございます。

助成額につきましては、1人当たり上限 2万円ということで、いわゆる取得費の 2分の 1の助成でありますけれども、最近ですと全て上限額になっている申請があるというふうなことでございます。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） がん患者用医療ウィッグですけれども、このウィッグは老若男女関係ないのでしょいか、そこをお伺いいたします。

委員長（菅原和幸君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） 年齢等の制限は設けてございません。男女も設けてございません。

委員長（菅原和幸君） 5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） 本当にがん患者にとって医療行為によって髪が抜けるという治療法もありまして、すごく悩んでいた方には大変いい施策だなと思っておりました。

この場内に女性 3人しかいないのですけれども、あえてウィッグもすごく大切なのですけれども、女性にとって乳がんになって、乳房を摘出したとした場合、した人がいるのです。やっぱり女性は乳房を摘出するということはすごく寂しいというか、気持ちが引くのです。それに関して鬱病等とも関連あるのです。だからもしウィッグが支援の対象になったとしたならば、女性の乳房を全摘出したあるいは半摘出した場合でも、今すごく開発してシリコンでぴたっと、全然わからないようなシリコンでできた模型も何度か見たことあります。女性がいろいろ旅行に行くとか、いろいろなときにやはり引っ込み思案になります。でするので、ウィッグと同じく、女性として乳房の補助金等も考えていただければ、私ありがたいなと思えますけれども、その辺はどう思いますか。

委員長（菅原和幸君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） 新たな助成制度のいわゆるご提案というふうにご受けとめさせていただきたいと思っております。医療用ウィッグにつきましては県事業でもありまして、県でも 2分の 1出させていただいているということでございます。そういった意味では県あるいは国の動向、こういったものを見ながら検討させていただきたいというふうに思っております。

委員長（菅原和幸君） 5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） 女性からのお願いであります。よろしく申し上げます。

それでは次、11ページのほうで7款商工費、15節工事請負費220万円、遊楽里の喫煙室工事とありますけれども、今まではどうやっていたのか、どのような工事をするのか、その辺伺いたします。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

工事請負費、観光施設整備工事費ということで220万円の補正のお願いであります。遊楽里の喫煙室の設置工事費ということで、これまでは遊楽里に関しましては分煙の措置がなっていない状況ということで、1階の昔の喫茶コーナーがあった場所で主に皆さん喫煙なされているようでありますけれども、そういったところから煙が広がっていると。しかも、階段を伝って2階のフロアまで煙が届いているという状況の中で、遊楽里のほうから早急に対応してほしいという要望の中での今回の補正であります。

設置場所につきましては、そのソファが置かれている角のところを想定しておりまして、大きさにつきましては幅が3,018ミリ、奥行きが1,668ミリ、高さが2,350ミリの全面強化ガラス張りといいますが、そういったことを想定しておりまして、壁の部分に換気扇がついて煙を排出するというところで考えております。

委員長（菅原和幸君） 5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） 最近たばこ喫煙者のほうも大切にしたいとは思っておりますので、その辺よかったなと思っております。税金の面で大変いただいております。

最後になりますけれども、9ページ、3款民生費、1目児童福祉総務費、8節報償費198万円の補正が計上されております。その内容をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをいたします。

子育て世帯移住奨励金について、現在年間所要額を積算した場合に不足が生じるということで、198万円の補正のお願いでございます。今年度交付決定をしている世帯数で82世帯というふうになってございます。

委員長（菅原和幸君） 5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） 子育て世帯移住施策は町長の取っておきの施策でありまして、それが功を奏したのか、すごく遊佐町子育て移住が多いと新聞等にも書いてありました。東根市に続いて遊佐も多いということで、大変いい施策だなと思っております。

企画課長にお聞きします。24年から4年間で、24年、25年、26年、27年までの間で何人ぐらい移住してきたのか、わかればお願いします。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをします。

平成24年から28年までの移住者の数でございますけれども、53組、127人が移住されているという状況のようであります。

なお、今年度につきましては、途中ではありますけれども、移住者の数は35人という状況になっているようでございます。

委員長（菅原和幸君） 5番、土門勝子委員。

5 番(土門勝子君) これからも子育て移住者の支援等には、小さい子供だけでなく、子育て世代、ゼロ歳から15歳までありますけれども、その間の、子供は大きくなるにつれどんどんお金がかかりますので、それも切れ目のない支援を今後ともよろしく願いいたします。

これを申しまして、私の補正質問は終了いたします。

委員長(菅原和幸君) これで5番、土門勝子委員の質疑は終了いたします。

11番、斎藤弥志夫委員。

11番(斎藤弥志夫君) 私からも一つだけお聞きします。

農業振興費の中で青年就農給付金ということで371万円の補正ということになっております。まずこの名前ですけれども、青年就農給付というのは、これチャレンジファームと同じという、全然違うものなのか、どこがどう違うのか、まずちょっと伺いたいと思います。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

まず、青年就農給付金事業は、国の事業でありまして、県を通して、県が窓口になるのですけれども、行っている事業でございまして、原則開始型と準備型ということで分かれておりまして、年間1人の方に150万円を支給するという形で、当然これには準備期間も含めて将来営農するという条件での新規就農者を支援する制度であります。チャレンジファームのほうは、この青年就農給付金に上乘せする形で町の単独事業でございまして、住宅支援でありますとか、生活支援を行っている事業ということでございます。

委員長(菅原和幸君) 11番、斎藤弥志夫委員。

11番(斎藤弥志夫君) まず青年就農給付金ですけれども、チャレンジファームも1人当たり150万円だと思いましたが。どっちも150万円はかわりはないと、違いますか。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) チャレンジファームのほうは生活支援ということで、最高額で月額4万円の支給と、それから住宅支援ということで、これには町が準備した空き家に入られた方は無償で入れるとか、あとアパートを借りていただいた方では月々4万円を最高限度額にしまして、家賃と限度額の低いほうでというふうな支援をしているような事業でございます。

委員長(菅原和幸君) 11番、斎藤弥志夫委員。

11番(斎藤弥志夫君) ここに書いてあるのは、給付金ということで書いてありますので、それに基づいて少々伺いたいと思いますけれども、年間1人150万円というふうに出されております。この場合はそういった夫婦の場合もお金が支払われますが、これが225万円ということ。夫婦になると225万円というのは150万円の1.5倍になっていますけれども、150万円とか225万円というこの金額の設定が、こういう形になったのはどのような事情によるのか、もし課長わかればお願いします。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えします。

まず金額につきましては、夫婦1組で、夫が主流でも妻が主流でもいいのですけれども、主体の方のほうに150万円ということで、もう一方のほうには半額の75万円ということで、合計で225万円という内容です。ただ、この金額の算定根拠というのは、国の補助要綱に定められているものでございますので、ここ

でどういった経過だったということはちょっと申し上げられない状況です。わからない状況です。

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） それでただ就農を目的として、これ2年間ですよね、期間は。2年間は支給されるということではないですか。青年就農給付金というのは、どのぐらいの期間支給されますか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えします。

準備期間に1年と開始型のほうに1年ということで、2年ということでございます。

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 2年間ということですが、それで何とかその間は生活は成り立つのかもしれませんけれども、問題はその後です。2年過ぎて単純な考え方からいけばひとり立ちしなければならないと。今までの補助金は一切ほとんどいただけませんという形になるわけです。それですが、その2年間はどこかの家に作業員として配置されるということだとは思うのですが、その作業内容というものはどのような作業に従事しているのでしょうか。それとまたその場合、労働環境、それからその中で準備期間ということになれば、農業についてかなり学ばなければならないことも結構あるのではないかと思います。そういう意味では労働環境と、それから農業の内容が全体的にわかるような学習の項目といますか、そういうものは整備されているのでしょうか。ただ単に作業員として、そこに1年か2年まですぐに従事するという形になっているのか、その辺をまず伺いたいと思います。

私の個人的な考え方からいけば、ただ単にそこで作業員として労働を提供するという単純にそういう形ではなくて、いろんな形で農業分野について学習できる環境も整備されているというか、そういう状況が本当は望ましいと思うものですから、その辺はいかがなものか伺いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員への答弁を保留し、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時49分）

休

憩

委員長（菅原和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時）

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員への答弁を保留しておりましたので、佐藤産業課長より答弁を願います。

佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えします。

お答えをする前に、先ほど私の説明に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。青年就農給付金の期間ですけれども、準備型が2年で、その後開始型が5年です。大変失礼いたしました。訂正いたします。

それで先ほどのご質問の中では、いわゆる青年就農給付金の準備型に入っているときに、どのような研修をする機会があるのかというようなお話だったと思いますので、そのことについてお答えしたいと思

ます。まず、準備型のほうですけれども、この期間は農業所得があつてはだめな期間で、準備型で1年間150万円の収入のもとで、農作業をしながらいろんな研修活動を積んでもらうという場の設定がございます。これは選択性でありますけれども、県の農林大学校のほうでは基礎コースと実践コースというのを準備してございまして、基礎コースのほうは月1回程度農林大学校のほうで行われる講義などに参加するというので、作物の栽培の基礎知識でありますとか、農業経営でありますとか、そういったものを学ぶ機会がございます。実践コースのほうは、これは1年間農林大学校のほうに学習に行くと、研修を積む場ということになっております。農林大学校での講義、あと自宅での課題学習なんかも組み合わせた1年間というようなことになってございます。

2年終わりますと、開始型のほうに移行するというので、開始型のほうには150万円の就農給付金に対する、今度は所得に応じた支援金が支払われることになっております。青年就農給付金が前年の所得が100万円未満の方については給付金額は150万円です。前年の所得が100万円以上から350万円未満の方については、給付金額が変動するというので暫減していくような形で、350万円に達するとゼロというような形の支給内容で進めているという内容でございます。

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 私も不勉強でこの内容がよくわかりませんでしたので、お聞きしたところでございます。

準備型と開始型という2通りあって、農林大学校に月1回通ったり、実践コースで1年間学習したりと、かなり周到な準備をするというようなカリキュラムになっているようでございます。農林大学校などに通えばそれなりにきちんとした学習とか経営の仕方とか、そういうことも学ぶのではないかとはいえますけれども、実際の農作業をしに行く農家、多分そういう形もとるのだらうと思うのですけれども、そのときの作業内容だとかあと労働の環境、そういうものはどのように管理されているのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

基本的にはそこでの農業所得というのは生じないということで、まず研修のために受け入れ農家さんに入るということでございます。そこでは将来自分が作付したいと思う、町の中でどういった作物に取り組まれる方が多いかと申しますと、アスパラでありますとかトマト、パプリカ、ニンニク、ウルイ、ネギ等の施設園芸と露地栽培をあわせたものと、そのまま水稻もあわせる方がおりますけれども、主にこういった施設園芸のものでございます。

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） そもそもそういう形で農業を継ぐという形であつて、そもそも農家の出身であつて、ほかの家にまず研修に行くというような形をとれば、そういう場合であれば自分の家に戻ってくれば、ある程度の農業を開始するに当たっての基礎的なものはあるということでしょうから始めやすいということにはなるのかとは思いますが、そうでない方の中にはいらっしゃるのではないかと思います。それで、今までこの形で就農なさった方は町内で頑張っておられるのか、それともあるいは自分の生まれた他県のほうに行ったりして頑張っているのか、その辺のことはどうなっているのでしょうか。就農給付金をいただくということは、別にその市町村にとどまるという制約はないのか、その辺についてち

よつと伺いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えします。

まずはこの研修を積まれて開始型に移行された方については、町内で農業に取り組まれているという状況です。親元、実家での土地を贈与の形で、そこで働いている方が現在6名いらっしゃるという状況で、あとほかの土地をやっぱり借りて就農されている方が2名ほどおられるという内容です。

委員長（菅原和幸君） 11番、斎藤弥志夫委員。

11番（斎藤弥志夫君） 新規に農業に就農する方もいらっしゃるということですが、余り農地とか機械なども持たずに新規就農した場合は、私がテレビとか何かで情報を得たところによりますと、7割から8割ぐらいの人が生活が大変だと、それ以降、自分でやり始めてから以降が生活が大変だということになっているらしいのです。ですから、この形で一通りのコースを終了して、自分なりに農地求めたり、機械をそろえたりという方は少ないようではありますが、そういう形でやられる場合はやっぱり大変ではないかと思うのです。ですから、その辺何らかの手だてをしてあげられればよいのではないかと思いますし、また最近極端に農業をやる人が少なくなっているように見受けられます。私たちのほうの集落見ても米づくりで後継ぐという若い人がいるの1軒ぐらいしかないのではないかなと思います。それぞれの集落で事情が違うでしょうけれども、そんな状況なので、その辺新規就農にやられるような場合、何らかの支援策というようなものもある程度、数年間は町のほうからあってもよいのではと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 時田町長。

町長（時田博機君） 新規就農という状況になりますと、やっぱり農業については、お米について町として法人化がかなり進んでいるという現状でありますので、やっぱり園芸等が主なものというふうには理解をしなければならぬと思っています。その中でいくと、やっぱり町としては国の制度では多分所得大変でしょうからという意味で、チャレンジファームという形で月4万円の上乗せの制度をつくっているわけですし、それら等で少し続けられるような形をしていきたいと思っていますけれども、実はやっぱりハウスを1棟つくるにしても大変な金額かかるわけでありまして、これから将来の問題、いわゆるトレーニングハウス、いわゆるハウス園芸を少しレッスンする、そして実りのあるところまでいくためのその準備も今スキーム、制度設計しているところであります。やっぱり新規就農すぐいっても農地もない、そしてハウスが非常にやっぱり高額、そしてあいているハウスを貸してもらえんという保証がないわけでありまして、それら等トレーニングをするハウス等の応援等も少しやっていきたいなと思っていますところであります。

11番（斎藤弥志夫君） 終わります。

委員長（菅原和幸君） これで11番、斎藤弥志夫委員の質疑は終了いたします。

2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 私のほうからも何点が質問させていただきます。

12ページの道路新設改良費、目です。こちらの節12、役務費、金額が5万円、説明で手数料となっておりますが、この内容を教えてください。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

これについては道路維持作業に使っております軽トラック、その軽トラックが今年度車検の時期になっておりますので、その車検に係る手数料の費用として5万円を要求させていただいたものです。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 遊佐町の道路を日ごろ美しく保ってくださっているトラックを見かけます。その車検の費用ということで、5万円ということで理解いたしました。もしこちらの車検はどちらの業者さんというか、そちらにお願いしているものなのか。町内、町外だけでもいいですので、教えていただければと思います。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） この軽トラックにつきましては、町のほうで買い取りをしている車ということもありますけれども、町内の車検ができる業者さん何件かありますけれども、そのほうに車検の業務を依頼しております。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 町内ということで理解いたしました。遊佐町にも車検ができる業者さんがたくさんございますので、できましたらすべからく、できましたらなのですが、このように車検などまたは整備などを町内の業者さんを使っただけのような方向で、よろしく願いいたしたいと思います。

定期券を買うときも酒田ではなく遊佐町で買いましょと、親同士で声かけ合ったことがございました。定期券を町内で買うには時間も限られていますし、酒田で買えば券売機がございますが、私たちができることはそういうことだったりとか、町内の業者さんを使うとか、ちょっとしたこともかもしれませんが、いろんな規定がございますし、そこはクリアしなければならない点はございますが、町内でしていただければ地域の活性化、またはさまざまな恩恵が経済の循環となって回るのではないかと思います、いかがでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 町の中にある業者さんを極力使って、町の中でお金が循環するような、そういう形に努めるような形にはしておりますけれども、近年の車、かなりコンピューターが重要視されておりまして、そういった意味では全て町のほうで行えるということではありませんけれども、まず極力そのような形で町の業者を使うようにしていきたいというふうに考えております。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 私も同じ共通認識をさせていただきました。

次に移ります。同じく12ページ、項事務局費、19節負担金補助及び交付金、遊佐高校就学支援事業89万5,000円となっておりますが、こちらのほうの内訳をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

遊佐高校支援事業の中でさまざまな支援事業を行っておりますが、通学支援事業に対する不足分を見込みまして79万5,000円、それから県外志願者の支援コーディネーターを配置をしまして今年度活動してい

ただいております。その首都圏のほうに行ったときの交通費等を含めた費用につきまして、1回当たり5万円ほど見込みましたので、その分10万円を計上したところであります。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 理解いたしました。

その中で私が着目したのはコーディネーター旅費という項目なのですが、こちらのほうはどなたが行かれたかというのはお答えしていただけますでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

東北公益文科大学の中原浩子さんをコーディネーターとしてお願いをしております。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） こちらに皆さん座っていらっしゃる方たち、すべからず遊佐高校の発展と存続を希望する意識のもと、この予算も、そして施策も全て進んでいると思いますが、コーディネーターの方の旅費をどうだこうだというのはないのですけれども、例えばこれから遊佐高校に行かれる、いろんな手配やいろんな方向に行くときに、さまざまな方の門戸も広げて、特定の人ではなく、例えば陶器とかさまざまな木工をする方の先生のとつとか、あとは例えば陸上とか剣道、もしくは柔道とかスポーツ系の方のとつとか、そういうのもこれから考えていくのも一つの方策ではないかと思われませんが、いかがでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

まずは遊佐高校支援の会といたしましても、県外志願者の募集については県教委が5月にそれを許可するというので認めた経過がございましたので、それを受けまして、遊佐町を好きで、いろんな活動で県外とも交流があります中原先生と、たまたまではありますけれども、遊佐高支援の会の総会にも来ていただきまして、いろいろ情報を提供していただいた経過がございまして、それであれば中原先生をお願いをして周知活動をしていただくということで、これまで行ってきておりましたので、今後はどういう方が志願していただくかわからない状況でもございますので、何人いるかもわからない状況もありますので、遊佐高校の今後のことも考えまして、例えば今新体操で頑張っている生徒さんもおられますので、そういったスポーツを有名にして、それらの志願者の方が県外から応募したいということであれば、それを進めていくという方法もございますので、いろんな方法があるかと思いますが、今回はまず中原先生から行っていただいているという状況もありますが、遊佐高校支援の会の総会等でそういったことは協議をしながら、今後いろんな方策を考えていきたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 門戸を開きさまざまな分野の方たちから助言いただき、そしてコーディネーターになっていただいたり、もしくは我々が遊佐高を支援していくことで一致団結して、この苦難を乗り切っていけるのかなと思います。羽後町の議員さんの方たちもこの前来て町しておりますが、やはり自分たちの町にもこういう活気とか、あとみんなが力を合わせる力が欲しいものだと、たまたま会話できましたので、よかったと思っています。

それでは、次に移ります。先ほど筒井委員のほうから質問出てしまっているのですが、同じ方向で遊佐ブランド推進協議会負担金の項目で、こちらの方は平成24年度からの消費税分の、もう一度税務署の方たちと審議した結果、お支払いしたということでしたが、18年度からスタートしている事業でございますが、24年度からでよろしいという認識でよろしかったでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えします。

未申告に係る遡及年数が5年と定められておりますので、5年間、24年分までということでございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） こちらのブランド推進協議会は、私が先日一般質問したローカルブランディングにちょっと文字が似ているのですが、ブランド推進遊佐のものを有名にして何か取り組んでいこうという協議会でございますが、18年から始まりまして今年年度に向けての様子というか、方向はどのような感じか、少しだけ教えていただければありがたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えします。

実践型地域雇用創造事業につきましては、本来の目的としまして雇用情勢の厳しい中、地域において雇用創出の取り組みを支援するものということで、いろいろこれを採択するまでの条件がございます。有効求人倍率が1未満であることとありますとか、それから再採択を受ける場合には新規事業を入れ込むなどと、いわゆる条件がございます。町のほうでも庄内管内で今有効求人倍率が1.91ぐらいまできているという状況の中で、9月に示された中では再採択分については、ちょっと国のほうで検討中であるということも示されたということもございまして、来年度に向けて事業の整理を図りながら、この実践型地域雇用創造事業については、29年度をもって終了をしたいというような今計画で動いているようなところでございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） そこは理解いたしました。

地方創生において、地域のきりり光るものをこれから見つけて推進していくための委託事業ということなのですが、産業課長からいたしまして、今までの実績を見て雇用のほうはうまくいったと。あと地域の新しいものを見つけ出したり、例えば商品化するというのは今の結果どのような感触か、お聞かせ願える範囲でよろしいので教えてください。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えします。

まずは雇用創造事業につきましては、取り組んでよいメニューが、あらかじめかなり枠が決められております。その中で例えば農林水産業活性化セミナーでありますとか、観光業活性化セミナー、あといろいろな福祉施設の管理者セミナーでありますとか、IT情報の発信スキルアップセミナーということで、そういった取り組みがされているということで、まずはそういったものへの参加状況を見ますと、やはり取り組みのセミナーによってはなかなか参加者が募れていないということもございました。ただ、福祉施設の管理者セミナーと観光業の活性化セミナーなどについては参加者も多いということで、募集を締めざるを

得ないというようなところもございまして、そういった点ではそのセミナーの成果はあったのかなと思います。こういったものを少し整理をして、町のほうでもできるものは産業課のほうで取り組むというような形で、来年度に向けて行っていきたいというふうに思っております。

また、町単独で行っているブランド推進事業でございますけれども、特産品開発でありますとか、遊佐の市、まるっと鳥海、フードフェスタ等いろいろございます。これにつきましては、特産品開発、加工品開発というものはいろいろ手がけておりますけれども、徐々に実を結んでいるという形で、まだまだこれから課題の多いところであるかなというふうに思います。

あと、まるっと鳥海でありますとか、そういった遊佐の市、そういったものについてはこれからどのような方向性にしていくかということで、効率等を見ながら回数を減らすなど、そういった取り組みにしていきたいというふうに思っております。

委員長（菅原和幸君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 今説明していただいて、大変よく理解できましたし、取り組みの仕方もみんなの力を結集して、なるべく遊佐のものを何とか売り出してこうやという気持ちを持ち、スタッフ、担当者一同つないできました。そして今度は違うやり方をもって、まずここで一回きちっと仕切り直しして、税金もここちょっと抜けていたなというところは見直して、8月にもう一回見直していらっしゃるところが私はすばらしいと思います。

再度確認、何でもそうなのですが、おやっと思ったときに再度確認したおかげで、5年分のきっちりした返還ができたと思って、これは決して私の目からすれば5年分払っていないではないかというのではなく、ここで気づいてよかったなという考え方です。

最後になりますが、遊佐の特産物、遊佐の野菜、遊佐のお米、遊佐の水、本当に宣伝して何とかやっていきたいなと思って苦慮しているわけです。それはどこの地方でも同じです。函館さきいかチョコレート頑張って函館で売り出して、函館さきいかチョコレートです。なぜかさきいかとチョコレートだった。でもそれが興味を示してもらった。

そのときに私がちょっと、これだけ言って終わりにするのですが、先日遊佐町の出身の高校生が東京のジュノンスーパーボーイコンテストで何と準優勝に輝きました。1万7,000人の中から東北大会勝ち抜いて、何と準優勝です。ファイナリスト13人から選ばれ、CM出演権も獲得しました。山形新聞によりますと、富樫さんは見る人に喜んでもらえるような存在になりたいということで、本当にこういう将来のあるすばらしい青年たちがこの町で育っている。そしてこの子たちを、本人と親御さんの許可もきちんと得なければいけないのですが、親御さんとは話せたのですが、きょう昼休みに。ぜひ遊佐町のために自分たちも何かできることがあるかもしれないということをおっしゃってくださいました。例えばですけれども、ブランド物にちょっと彼のシールを入れたりとかバッグに彼の、それもただやぼったく入れてもだめなので、やはり地域おこし協力隊の方たちのすばらしいセンスをもとにして、こういう遊佐のすばらしい子がいるのだよということも若い人たちの感覚で、ただ野菜を売りたいとか、ただ米を売りたいとか、そういう感覚からちょっと離れた目線で、さらに次のステップアップに向かっていくにはとてもいい情報だと私は思います。そして今まで積み上げてきたことを決して無駄しないでやはりひもときながら、歴史でも何でもそうですが、やっていけたらいいのかなと思います。余り長くなるとあれなので、これで終わ

りにします。

私からの補正の質問は以上です。

委員長（菅原和幸君） これで2番、松永裕美委員の質疑は終了いたします。

7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） それでは、私から二、三点、予算質疑をしたいと思います。

最初に9ページ、先ほど5番委員からも質問がございました、いわゆる報償費の子育て世帯移住奨励金の内容についてですけれども、大ざっぱな数字しか先ほど出てきませんでしたので、いわゆる今回の補正の積算となる数字もあわせて、各年度の子供たちの人数など教えていただければありがたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをいたします。

子育て世帯移住奨励金の対象世帯、人数等でございますけれども、平成29年度交付決定をした世帯が28世帯、32人、28年度が24世帯、31人、平成27年度が16世帯、20人、ここまでで83人というふうになりますけれども、平成26年度年度末で決定していた分が19世帯、25人というふうになっております。26年度交付決定した世帯については、今年度の途中で交付が終了というふうなことになっているところもございますので、そこは今年度の年度末だとまだ少し若干人数は変わってくるというふうになっております。26年度から29年度まででは108人のお子さんに交付をしているというふうなことになります。

委員長（菅原和幸君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 事前に総務課長からも詳細なデータもいただいております、いろいろ割り返してみますと、当初予算と合わせていくと、本当にこの3年間の83人ぐらいの単価になるかと思いますが、これは町単独ですよ、何か起債とかあるのですか、原資のほうお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） 町の単独予算になってございます。

委員長（菅原和幸君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） そういうことでこれだけの目玉事業、端的に見れば29年度余りふえないの見越したような当初予算でありました。せっかくのいい予算であるのに、これは残念だなというふうに思います。いわゆる財政当局側の強い締めつけがあったのが、その辺もお聞きしたいのですけれども、その辺の事情はどうですか。

委員長（菅原和幸君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） いわゆる29年度の予算につきましては、前年度、ちょうど今ごろ見込みを立てまして予算要求をさせていただいておりますけれども、いわゆる平成28年度において12月から3月までに転入いただいたのが10世帯、14人、それと今年度に入ってから28世帯、32人ということで、ここは当初の見込みよりも大変多くの皆さんから転入をいただいたというふうなことでありまして、不足分がそのために年度末に生じるというふうなことでございます。

委員長（菅原和幸君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 横のつながりというか、来年度に向けてやはりもう少し展開するような予算組みを今しているのだと思います。そういった意味で、移住されてきた方々はいわゆるUターンが多いのか、

遊佐町の子育て支援がすぐれているから遊佐町にというような、そういう分析はなされておりますでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

平成28年の移住者数、総数で60名であります。そのうち要するに子育て中の世帯になりますけれども、13世帯がいるという状況であります。それで、ことしになって移住された方が35名のうち、子育てをなされている世帯については4世帯ということで、昨年度、ことしの移住者の方々の状況を見ていますと、子育て、子供をお持ちになって移住されている方が多いのではないかと、そういった意味では町にとっては非常にうれしい状況ではないかという分析をしております。

委員長（菅原和幸君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 今ちょっとメモ忘れたのですが、いわゆるそういう移住者と先ほどの人数からすれば、やはりUターンが多いというふうなことで理解してよろしいですか。

委員長（菅原和幸君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） そのとおりだと思います。

委員長（菅原和幸君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） ということであれば、今後庄内のいわゆる求人倍率も大分上がってきておりますし、Uターンのチャンスだというふうに私も思っております。遊佐町からのいわゆる雇用を目指して新しい企業も来られるというような話も、きのうの常任委員会でお聞きしましたので、そういう意味ではUターンをふやすための施策、ぜひ30年度は潤沢な予算組みをしていただければと思います。総務課長、よろしく願いいたします。この項はこれで終わりたいと思います。

次のページ、10ページになります。3目児童福祉施設費の中の19節、放課後児童クラブ利用料補助金44万1,000円、それから放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助金49万6,000円というふうに計上になっております。これ当初予算に比べれば大分大きいものかなというふうに思いますけれども、内容についてお示しいただければと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをいたします。

放課後児童クラブ利用料補助金44万1,000円につきましては、低所得世帯の支援でありまして、要保護、準要保護児童のいわゆる放課後児童クラブ利用料の補助になっております。月額利用料の2分の1を補助するというふうなもので、8人が対象になってございます。8人の12カ月分というふうなことです。

それから、もう一つございまして、多子世帯の支援もございまして。これは県による平成29年度新規の事業ということでございまして、県と町が2分の1ずつ負担をするというふうなものでありますけれども、2人目以降の同時利用についての2人目につきましては2分の1、3人目以降のいわゆる3人同時ということになれば、3人目が全額利用料を補助するというふうな内容になってございます。これのいわゆる年間所要額の不足分というふうなことでございます。

それからもう一つ、放課後児童支援員のキャリアアップ処遇改善事業補助金、これが49万6,000円でございます。支援員の経験年数5年以上について、国で定めました基準額24万8,000円の2人分というふ

うなことで、これを補助するものでございまして、対象はあそぶ塾の支援員の方お二人というふうになってございます。

委員長（菅原和幸君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） いわゆる対象者がふえたというようなことで理解してよろしいのですが、いわゆる利用補助金というのは。

委員長（菅原和幸君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） 対象者がふえたというよりは、多子世帯の支援ということで、県の新規事業が入ったことによって年間所要額に不足を生じると、これが主な理由でございまして。

委員長（菅原和幸君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 了解をいたしました。

最後に、14ページ一番最後の諸支出金になります。免許証返納者タクシー利用助成金、その内容についてお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答え申し上げます。

交通安全対策費の負担金補助及び交付金額16万円の増額をお願いをいたしました。免許返納者タクシー利用助成金ということになります。65歳以上の方が有効期間中に免許証を返納され、権利を失った方に対して、タクシー券1組20枚を差し上げているということですが、今現在46件の申請がございまして、12月の5日現在ということになります。例年の実績見込みで今回の補正をさせていただきました。12月から3月まで各年度とも相当数の申請件数がありまして、今年度もさらに昨年度を上回るのではないかと見込みの中で、ちなみに昨年度が76件だったわけでありまして、今現在46件、それを上回ってくるであろうという見込みの中で補正をさせていただきました。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 今タクシー補助要件の要綱をちょっと持ち合わせていないのですけれども、いわゆる今65歳以上の返納者というお話がございました。65歳にならずとも、いわゆる病気であるとか、一番危ないのはてんかんとかそういうものがあるかと思えます。そのような方への返納補助金みたいなものは考えていなかったでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えいたします。

今のところ考えておりません。というのは、これは警察ご当局との連携のもとで取り組んでいるということもございまして、いろいろと協議の場もあるわけでありまして、そういったことの話にも今のところなっていないので、ひとつ参考にさせていただき、またそういった場でお話、情報提供をさせていただければというふうに思っております。その中で今後の制度のスキームについて、いわゆる拡充についての検討もあり得るのかなと思えます。今のところはそういった変更の予定はございません。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 7番、阿部満吉委員。

7 番 (阿部満吉君) やっぱり毎日のようにテレビで高齢者の、いわゆるアクセルとブレーキの踏み間違い等報道されておるようです。とまる車も最近は出てくるわけですが、なかなかそこまではそろえ切れないということもあろうかと思しますので、この制度はまず高齢者にとっては有効な制度だと思いますし、そのほかにやはりいろいろな理由で車の運転をしないほうが良いというような場合も想定されております。大型バスのプ口のドライバーでさえいろんな事故を起こしているわけですので、その辺の対策も必要かと思えます。と同時に、やはりタクシー券というのは一時金みたいなものでありますので、いわゆる2次交通等の町の対策というものも、もう少しこれからも考えていく必要があるかと思しますので、今後とも検討のほうをよろしくお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

委員長 (菅原和幸君) 池田総務課長。

総務課長 (池田与四也君) 1点だけ説明を加えたいと思います。

ご案内のとおり、この制度につきましては福祉タクシー助成事業、あるいは身体障がい者の皆さんに対する助成事業とかかわり、連動を持たせております。それぞれ併用ができるというようなシステムにしております。ただ、完全一元化になっていないと、ワンストップになっていないところの課題があるわけですが、その中でそういった制度の連携の中で、カバーできる部分もひよっとしたらあるのかなというふうに思ったところでありますし、何で65歳以上かというのは先ほど申し上げましたとおり、高齢者、65歳議論もあるわけでありまして、高齢者の事故が多発しているところに鑑みて、年間を通じて高齢者あるいは交通弱者と言われております子供もそうなのですが、そういったところへの運動の充実を図っていると、重点化してきているというふうなことで、その中で特に高齢者の対策の強化というふうな取り組みの一環としてこの制度が起きているというふうに認識しておりますので、このことを軸にして先ほど申し上げましたとおり、今後関係機関、警察ご当局との話題提供、情報提供をしながら、検討をさせていただければというふうに思います。

以上です。

委員長 (菅原和幸君) これで7番、阿部満吉委員の質疑は終了いたします。

9番、高橋冠治委員。

9 番 (高橋冠治君) それでは、12ページの教育費の中で1節の報酬、先ほどから町立学校の適正整備審議会委員報酬という話で説明を願いました。まずは小学校の統合をしっかりと、規模しっかりとこの話をこれから随時しっかりと詰めていくのだという形の審議会の報酬等ということではありますが、先般全員協議会の中でも蕨岡小学校が来年度複式になるという話であります。先ほどの説明で町の予想ではいろいろ教育課長から説明ありましたが、こういうように急に決まったわけでありまして、現場のほうというか学校、それからPTA等はこれからどうなるのだというような心配をしております。俗に言う我々が知っている複式みたいな形になるのか、それともそれをなるべくクラス単位の方性を見ながら、支障のないような形で勉強する環境をつくっていくのか、その辺はどのようにお考えかお聞きします。

委員長 (菅原和幸君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長 (佐藤啓之君) お答えをいたします。

確かに先ほど答弁したときには、平成34年度見込みという形で高瀬小学校に生じるのではないかと推測をしていたわけでありまして、現在の蕨岡小学校の3年生と4年生の人数が、3年生が7人で

4年生が10人ということで、このどちらかが人数、例えば1名減になった場合は16名ということで複式になってしまうということでもありますので、たまたまというか、今の蕨岡小学校の4年生の生徒の1人が、特別支援学級に行きたいという保護者の強い希望もございまして、蕨岡小学校の先生方を初め町の支援委員会のほうでも協議をした結果、やはり子供のためを思えば特別支援学級が妥当ということで判断をさせていただいております。それも3月までに今の状況続けばの話でありますので、まだはっきり確定ということまでは至っておりませんが、このままいけば4月には今の3、4年生が4、5年生になった時点で複式になることが考えられます。それが今のままですと、必ずそういうふうになるわけでありまして、ではどういった対応をとるかということになるわけでありまして。そのために保護者のほうには事前に説明をさせていただきましたし、地区の区長会の皆様方にも一応そういうおそれがあるというお話はさせていただいた経過もありました。

実際の学校現場のほうでどういった対応をとるかということになりますが、まずは今の状況を何とか維持できるように、例えば今の3、4年生の教室が隣り合っているという状況もございまして、5、6年生も隣り合っているということになりますので、そこを5、6年でなくて、5年と4年生と一緒に隣り合うことができるように何とか調整しながら、今後も子供たちが今までどおり何とか勉強できる体制をとりながら、それぞれ検討して対応してまいりたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 今まで前の白井小学校だとか杉沢小学校別にして、今の体制ではこれが初めてになるわけです、複式という形。これがやはり今適正化委員会を開くということは、いずれ、いつの時期に小学校の統合がいいのか、それでどこにするのか、どこの小学校を使うのか。もしくは足りなければどうするのだ、中学校も生徒数が少ないからそこもどうするのだ。多種多様な考え方も出てくるわけです。そうすると、なかなか終着点に落ちつくまではかなりの時間がかかるわけで、そうすると新しい小学校いつまでにやりますよ、それから統合はいつですよと、その結果を受ける前にそのような事態が発生してくるという予想はつくわけです。なので、今回の場合は変な話モデル的になって、複式であろうが、やはりいい教育環境であるというようなことを保護者、地域の人に知らしめないと、ただ複式がだめだとかいいとかというような単なるその話だけで終わっては困るということで、これはやはり教育委員会も正念場だと私はそんなふうに思っておりますので、その辺はしっかり考えていただきたいと思います。当然いろんなところの複式も、今まで参考にしていると思いますが、研修に行ったとか、それから行くとか、その辺の課題というのはどういうふうになっていますか。

委員長（菅原和幸君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 蕨岡小学校は現在、本年度支援学級がなくて6学級で動いております。来年残念ながらこのままの推移でいけば、これからまだ4カ月ありますので、推移は3月の末まで結論は出ないわけではありますが、今のままですと、残念ながら4年生、5年生が複式になる可能性が大であると。ただ、支援学級が1つできますので、6学級ということで学級数変わらないのです。これが支援学級もできないで5学級で1減となってしまうと、教務主任の立場の人、級外の先生も1人いらっしゃるわけですが、その先生もいなくなるという心配、最悪のケース考えておったわけですが、今回は級外の先生は残りますので、そういう意味では教員の人数は変わりません。支援学級担当の教員も配置になります。

複式になる学級は当然担任は1人なわけですがけれども、特別教育支援員という形で担任の先生を補助する立場の方、今10名本町で頑張らせていただいておりますけれども、その活用を十分含めて級外の先生もおりますので、教頭もおりますので、その辺は極力複式になったから、もちろんハンディはあるわけですがけれども、その中でも最善の学習の支援体制ができるように整えていきたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） まずは学級数は減りはしないので、現在の教員数を維持できるということでありますので、その辺これから説明等々入ると思いますが、私も夏ごろからその情報は入っておりました。果たしてどうするものやらというふうに思っておりましたが、まずはいろんな手だてを講じて、しっかり教育環境を守っていただきたいということを願ひまして、この項は終わりたいと思ひます。

それでは、その下段の19節の遊佐高就学支援事業ということで、先ほど2番委員もお聞きしておりました。まずは通学支援事業の不足分ということであります。不足分ということでありますので、何が要因で不足になったのか、それをまずお聞きします。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

当初予算の段階では遊佐高支援の事業の中で、通学支援も盛り込んでいたわけでありますけれども、2路線まずございまして、松山-平田-八幡線と、あとは浜中から酒田駅までの路線でありますけれども、浜中-酒田駅間の路線の分の予算の計上をしていなかったということと、あとは予算のほうは早く要求していたものですから、その分が入っていなかったわけでありますけれども、あとは松山-平田-八幡線の利用者がふえているということで、タクシーの台数がふえた経過もございまして、そういった形で不足すると思われる部分を増額させていただいております。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 浜中-酒田駅線が当初予算に組み込んでなかったと。

（何事か声あり）

9番（高橋冠治君） 入試は3月なので、それはそうです。まずは逆に補正はしましたけれども、うれしい補正とっていいのかなというふうに私は思っています。それほどやはりそういう支援策があつて、本年度37名という子供たちが学校に通っております。さきの一般質問の続きになるような感じがしますが、大変うれしいことだというふうに思っています。

それで、ここに89万5,000円の中、もうプラス先ほどコーディネーター旅費ということで10万円、東京の旅費、中原先生の旅費、5万円掛ける2なのです。やはりなかなか県外に子供を出す親の気持ちというのは、かなりなものがあるかと私は思っています。それで学校と町と、それからコーディネーターなざる方のスタンスが若干ずれているとおかしいのですけれども、少し違うのかなというふうに思っておりますので、しっかりすり合わせをしていただいて、遊佐高の県外入学者はこういうスタンスで募集するのだという話をしっかりまとめてほしいなと。前々回でしたか、教育長が一般質問の答弁の中で、ひとつ中学校の時代をリセットして、また新たな高校でのというようなお話をされたのが新聞記事に取り上げられておりました。教育長いわく、そういうこともあるのだけれども、それが意としてそれというものではないというような答えをここでなさったような気がします。

それでここに東北公益文科大学の吉村学長が、秋田の魁新報の投稿に、吉村学長は農山村留学だというようなスタンスで遊佐高を紹介しております。でも遊佐高が果たして農山村留学の受け皿となり得るのか、学校の思いはどうか、町の思いはどうか。町の思いは吉村学長が言ったように、農山村留学的なものを考えているのか。ここがいろんな人の話がマスコミに取り上げられて、見る人はそうなのか。もう一方の人が言ったことがまたマスコミに載せられると、ああそうなのかと。何が本当なのかというようなことがあります、この辺の整理がしっかりしていないと、来る人方が何だろうというふうな考えも起こるのだと思いますが、その辺の考え方、スタンスはどういうふうに考えているのか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

確かに委員のおっしゃる吉村学長が秋田魁新報に投稿されたものを見ますと、農山村留学制度という形の語句が載ってございましたが、その件については遊佐高校支援の会の総会でも、以前読売新聞で話題となった不登校でありますとか、引きこもりの生徒とかというお話もございました。ですが、そういった生徒さんばかりでは大変だということは、そのときからわかっておりましたので、支援の会の総会でもそういう誤解がありましたが、特にそれを進めているわけではないという説明はした経過があります。まずは県外、今地域にあります中学校3年生以下の子供たちが減少している中でありますので、将来的には必ず高校の再編が始まるわけありますので、その前に県教委が許可をして県外からの志願が可能になったという状況も踏まえながら、何とかやっいてこうという形で進めたばかりですので、まだまだスタンス的にもお願いした中原先生については、吉村学長のもとで働いておりますので、農山村留学をもとに定住人口をふやすと、そういう方向での考えもあるかと思っておりますけれども、遊佐高校支援の会といたしましては、そういうことも一つの方法ではありますが、まずは県外から本当に遊佐高校を受験したいという方について何とか探して、募集をしていきたいというところでありますので、ご理解願いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 5万円の2回分ということであります、コーディネーターの旅費。ところが、その2回でいいものか、悪いものか。庄内総合高等学校、庄内町にありますけれども、庄内総合高等学校には在京の高校を応援する会があるのです。それは東京みやまちどりの会という会があって、遊佐町で言えば東京ふるさと会だとか、そういう類いの人方が集まって、ことし総会やったそうで、36回目なのだそうあります。高校を在京の方が応援する会、約40名ほど集まって町長が行って、これからここをどういうふうに応援するのだというような話をしているのだと。

考えると、やはり遊佐高にも県外というふうなスタンスであれば、そういういろんな方々と組織をつくっていただくとか。ことしも遊佐ふるさと会をやって70名くらいですか、来たのですが、本当のふるさと会の人ってあれの半分しかないのです。あとは山形何々会の人があるとかが、いろんな各種団体の長が来てあれだけの人数。なので、私は町の活性化も含め、高校の活性化も含めて、そういう組織のやっぱり育成というかわかりませんが、団体に応援するというのも一つの案なのかなというふうに思ったところなんです。そうすると、高校を在京の方々が応援する会があるということは、ひとつよりどころがあるということでもあります。なので、東京ふるさと会、在京蕨岡会、吹浦会、高瀬会あります。北海道はもう解散しました。でもそういう会に町がある程度の支援をするべきかなと。そうすると、ずっといろんな部分で

つながっていくというふうに私は思っています。

話を一緒にするのはまずいのですけれども、老人クラブへの支援いっぱいやっています。先細りの組織なのでやはり少しは支援して、それが続くような体制、これちょっと今の話とずれるのですけれども、そういうような考え方もこれから必要なのかなというふうに思っています。なので、ここでみんなで立ち上げましょうと言ってもそれは無理なので、これから高校、それから後援会等とも相談しながら、そういう一つのよりどころになる組織をつくっていかなければいけないのかなというふうに思っています。

ただ、やはりコーディネーター料、旅費、2回分10万円やったから、中原先生何とかしてくれやというふうなものでもない。やはり我々もそうですし、町長以下全員が学校の営業マンという言い方は変なのですが、そのような形でやはりしっかりやっていかなければいけないと私は思っています。どうも高校もそうですが、どこか人任せなところがある。なので、皆さんもう少し我が身と思って頑張ってもらいたいというふうに思っています。町長、その辺どうお考えでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 時田町長。

町長（時田博機君） 遊佐町では実は遊佐高協力会というふうな形で、議会が終わってから60万円弱の補助金出した。評議委員会という議員の皆さんが参加していただいて、そんな時期もあったことは認識していますけれども、やっぱり大きく遊佐高支援に踏み出した時点で、やっぱり遊佐高協力会をメインにしなければならぬのではないかとという形で、それら等予算も全て遊佐高支援の会に集約する形で組織化、同窓会長さんを中心をお願いしたわけでございますけれども、やっぱり遊佐高に来ていただくということは、いろんな考えの方がいらっしゃいますから、広くそれらをやっぱり受け入れるということがまずベースにならなければならないのだと思います。何も一つだけの目的で来るわけではないので、いろんな考えがある中で遊佐高を選んで、そして町から町外から来ていただける方、そして都会からも来ていただくからは、それも温かく受け入れるということがベースに必要なことだと思います。

ふるさと会等のお話がありましたけれども、まず支援の会、同窓会等で都会の応援団どうあるべきかというのは、やっぱりそこから議論していただくということが必要なことではないかと思っています。よその町ではありますよという形でありました。ただ、遊佐町の場合は、遊佐ふるさと会、これ実は任意の高瀬と藤岡と吹浦はあったのですけれども、実は遊佐地区、それから稲川地区、西游佐地区はこれ持っていませんでした。それで、今回でたしか24回目だと思います。町が無理無理とふるさと会を全部つなげましょうやという形で、音頭取りをして広げた経緯がございました。それから、東京岩ガキプレゼンも町が主体的に都会の旅行者等を最初は案内して始めました。それぞれおいでいただく方がダブる方もいらっしゃいますけれども、多少団体的には異なる方もいらっしゃるという中で、私はふるさと会も、それからまるっと鳥海プレゼンも、それはそれはついこの間、いわゆるそれぞれの団体任意でつくってから、かなりになってからまとめましょうという形で新しくつくってきたわけですが、それぞれ人生のすばらしい活躍をなさった方が中央でご活躍して、その後一堂に会するという意味もすばらしいのですけれども、私は近年、いわゆるIJUターン協議会では若い人たち、いわゆる三十路の成人式をやっていた第1回目の遊佐中学校の入学生の皆さんから遊人会という組織を組織していただいて、三十路の成人式の提案もいただきながら、また近年は岩ガキまた行政報告にありました芋煮会等、地元の食材等をやっぱり食べていただく、若い世代から。それらをできればUターンにもつなげたいという思いがありますので、毎回毎

回町が先頭になってやることもそれは非常に大切でしょうけれども、2つ、3つ広がったものは一遍終息させて、検証してみるという期間も必要ではないかと思っています。組織を支援するというあり方と、町が主催して全て行うという、それらの時代の取捨選択をしなければならない時期に来ていると思っていますので、まず高校のことについてはやっぱり遊佐高の同窓会、支援の会等がしっかりとベースをやっぱりつくっていただかないことには、それらが町が主導でやりますから、皆さん参加を、会費をお願いしますと言っても、なかなかうまくいかないところもあります。現実の遊佐高等学校の活動に対する、それから通学路等に対する支援は、これまで以上に強化をさせていただきたいと思います。

以上であります。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 何が何でも全て町が主導してというものでもないし、それは今町長おっしゃったとおりであります。ただ下支えという部分は必要かなと、そういうふうにしたので、先ほどは話をさせていただきました。

考え方によれば、町でもいろんなイベントに参加して、その脇に高校のパンフレット等を置けば、それも私は一つのアピールになるのだと思います。遊佐の市、年間何回やっています。二十数回やっています。あそこのブースの脇にパンフレットをひとつ置くだけでも私は違うのだと思います。そのような考え方でこれからまずは応援していこうというようなスタンスでお願いしたいと思います。なのでしっかりとすり合わせをして、県外入学はこういうものだというふうな、しっかりしたことを共有していかないとまずいのかなというふうに思っておりますので、まずはよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に移ります。ページに戻ります。商工振興費、負担金補助及び交付金ということで、先ほどから遊佐ブランド推進協議会負担金の消費税の5年間の未申告分を払ったということではありますが、簡単に言えば先ほど2番委員からも聞かれていましたけれども、

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） 未申告分については、納付義務がなくなったということでございます。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 今の言葉、ちょっと余り不適切なので、よければその言葉は削除してほしいなど。まずはそれは出さなくてもよかったという話であります。

これも税ですよ、税。税なので、1月に入れば、年を越せば申告始まります。そして町は税の公正等をうたい、皆さんからしっかりと税をいただいて町の運営をなさるということでもあります。その立場の町が5年分を納められなかったということについて、これはいいものか悪いものか、代表監査の立場でどのように考えているのか、ご意見があれば伺いたしたいと思います、どうでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 金野代表監査委員。

代表監査委員（金野周悦君） 税金については、申告納税をすることが原則ですので、申告をするのを忘れたのかどうかちょっとわかりませんが、やはり適時納めていないということは、事務的にちょっと適正でないのではないかと思います。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9 番(高橋冠治君) 私が言うまでもなく、代表監査からは事務的に不適當ではなかったのかというふうなことであります。これやはり出るお金は町から出るのでありますが、もし個人事業者であれば自腹を切って出すわけです。非常につらいわけです。しかし、課長何もつらくないのです、自分のお金から出るわけではないので。なので、やはりこれを町民サイドから考えれば、もうちょっとしっかりやっていたなというふうなことに私はなるのだと思います。先ほどの説明からいえば、弁護士に相談したらケース・バイ・ケースだったのでといって10年間ということではありますが……

(「税務署」の声あり)

9 番(高橋冠治君) 税務署。ところがほかの市町村は納めていたということでもあります。やはりその辺は早く気づくべきだったのかなというふうに思っておりますので、これからはいろんな部分で注意していただければありがたいというふうに思います。

次に移ります。

委員長(菅原和幸君) 答弁いいですか。

9 番(高橋冠治君) いいです。

(「認識違うから」の声あり)

委員長(菅原和幸君) ちょっと答弁をしたいと、どうします。

9 番(高橋冠治君) いいです。

次に移ります。次に、14ページに移ります。これも補助金返還ということで、文化財保護費ということになります。これ今町では国の指定をもらうために一生懸命やっております。ここに来て補助金返還金ということでありますので、先ほどから説明しておりました、いろいろ。そうすると、国指定に向かっている努力に対して、冷や水をかけるようなことにならないのかということをお我々は心配しているのです。その辺はどうお考えでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

確かに今回の返還金につきましては、会計検査院の指摘によりまして町の事務の怠慢さが出たという形にはなっております。ただ、それと国の史跡指定を受けるということとはまた話が違います。ただ、文化庁でそういう審議会の担当者もおりますので、文化庁の心証を悪くしたということには変わりはないかと思っておりますので、今後もまずは文化庁なり県の指導を仰ぎながら、この事業については引き続き取り組んでいくということにしております。

委員長(菅原和幸君) 9番、高橋冠治委員。

9 番(高橋冠治君) 課長から言えば印象はそんなによくはないのだろうという話でありました。果たして小山崎の遺跡を国指定、国指定になればいろんな事業ができます。9割程度の補助をいただいて、いろんな事業を行えるわけなのですが、なかなか今まで考えてみると億単位のお金がかかっています。町が半分出せばそのくらいのお金がかかっていますけれども、ここに来て遅々と前には進みません。前回の9月議会の一般質問で、隣の土門委員も言っていました、必ずやるのだという情熱と、それからやはり専門性を持った人がやるべきではないかと。やはり町の職員がわかります。今も新採の子がやっておりますが、なかなかその仕事を覚えるまでは大変ですし、それから文化庁、県とのやはり人のつながりも非常に大事

なものだと私は思っております。なので、しっかりした人から長期にわたって専門的にやってもらうべきかなというふうに私は思っておりますが、これからもやっぱり町職員体制でいくのか、それとも業務委託して専門家へお願いすると、国指定を受けているところ大体そういうような専門家に委託して、しっかりやっていただいて、国指定をとっているというところが多いのです。なかなかこういう大きい国指定に向かうのに、町の職員だけでやっているというのはなかなかないというふうに私は思っておりますが、その辺はこれから向かうところによってはどの辺、よろしくをお願いします。

委員長（菅原和幸君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） さっきの質問で、返還金の問題ありました。上限で今補正お願いしています。半分以下になる可能性もあるということで、文化庁も定まっていないのです。我々も直に文化庁と……

（「国庫補助ですから」の声あり）

教育長（那須栄一君） やりとりしたわけではなく、県の指導もいただきながら踏んできたので、その過程で今の結果になっているわけですけれども、もろもろ聞きますと、本町だけではなくて、やっぱりほかの県でもいろんな事業をやるやっていますので、やっぱりいろんな事例があったのだそうです。その辺文化庁と県と我々の間での認識の違いといいますか、ずれがあったことも中には含まれておりますので、その辺決して遊佐町だけが怠慢で、こういう返還という、全額可能性になったということではないということとはご理解いただきたいと思えます。全部が全部そうではないのですけれども、文化庁でもいろいろあったものですから、どこまで返還を求めるかは大変苦慮しているという。その中で遊佐町は上限で102万円であろうと、おさまりによっては五十何万、先ほど課長説明したように五十数万円でおさまる可能性もあるということですので、その辺はご理解いただきたいと思えます。

委員長（菅原和幸君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） それでは、私のほうからも答弁させていただきたいと思えますけれども、特に町の職員だけというお話ではありますが、実際大学とかでそういった考古学のほうを学んできた方から担当はしていただいておりますので、特に専門分野につきましては当然分析とか同定に関してはお願いをしているという状況でありますし、最初から杉並の縄文人と言われていた岡村先生からも、今までもずっと指導をいただいておりますので、そういったところはこれからは文化庁の指導なりを仰ぎながらやっていくということにしておりますので、問題は返還のほうについては事務のほうがちよっと普通の事務ができなかったということがありますので、それは我々も気をつけて指導をしてまいりたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 普通の事務ができなかったということでありまして。まずはそれはいいとして、私は先ほど言ったように、国指定に向かうためには今の体制でいいのか、それは今課長言ったように専門家からいろんな指導を受けて今までもやってきました。それがないとできるわけもないのでやってきました。でも、本当に国指定に前向きにやるのであれば、今までできない分をもっとクリアするために専門職をお願いしてやるべきだなというふうに私は思っています。このままでいくなかなか前に前に進まないような気がするのです。だから町がどのようなスタンスで向かうのか、絶対国指定をとるのだという気持ちがあれば、ではどうしたらいいのだと、このままでいいのか悪いのかを含めて考える、もう時期なのだと思います。

っております。なので、その辺はしっかり考えていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、最後、水道会計に行きます。水道会計 8 ページ、配水池施設改良費からいきます。委託料 50 万円というふうにあります。事業量の増、設計委託契約変更ということではありますが、説明願います。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

この増額補正につきましては、今年度上寺配水池ですけれども、上寺配水池の設計を行っております。それと同時に、地質調査も行っておりますけれども、その地質調査の結果を受けまして、これまでは RC 構造の配水池をつくるという考え方で進めてきましたけれども、RC 構造物ですと重量があるということで、それを支持をするための当然地盤が必要だということ、そのための地質調査したわけですが、結果、かなり地質の悪い支持力のない地盤であるということがわかりました。その結果で RC 構造物をそのままつくろうとした場合に、かなりの増額、基礎部分に係る費用が増加するということから、軽量の配水池の検討をしておりますが、ステンレス製の配水池であれば重量が軽いために、今の地盤でもそれほど基礎に費用をかけずにできるという、大まかな考え方としてはそういった形で変更の方向性を今決めているところで、それで、今回はその考え方をもとにして詳細に RC からステンレスの配水池に変更するための設計を組むと、そのためには、RC 構造物よりもステンレス構造のほうが費用が設計上かかるということから、今回不足することになりました。その分 50 万円を増額させていただくことにしたものでございます。

委員長（菅原和幸君） 9 番、高橋冠治委員。

9 番（高橋冠治君） 我々俗に言う上寺は岩盤の上に立っているというような認識でいて、おらほは地震来たってわからないのだという人が大方なので、あそこは地盤が弱いのかなというふうな、そうかという形で今聞いておりました。

概算予定決定額ということではありますが、これ 3 億 3,580 万円ということで、このぐらいのやはりお金はかかるのだと。これは概算の予算というのは、RC 工法でも今のステンレスのものでも変わらないのですか、総額の予算は。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） この中身としましては、今お話あったように平津の配水池、こちらも含めての金額になりますので、一般的に委託と工事と分けるような一般会計であればなっておりますけれども、上水道会計に至っては改良費の中に全て含まれておりますので、そのうちの委託部分、この部分が不足するということから、今回先ほど説明した内容で 50 万円ほど不足するということから増額補正をするものであります。

委員長（菅原和幸君） 9 番、高橋冠治委員。

9 番（高橋冠治君） それでは、上寺地区の配水池の単体の予算というのは、RC とステンレスで変わるのか変わらないのかというお話を今聞いたところでありますが、再度お聞きします。変わるのか変わらないのか。高くつくのか安くつくのか。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 今委託費の増額補正をしたわけですが、委託をした結果をもって費用が出

てきますので、今現在のところRCとステンレスの中でどのぐらいの差額が生じるのか、そこまでちょっとこちらとしては詳細についてまだできていないということもありまして、承知をしていないというところでございます。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 設計委託段階なので詳細わからないということでありまして。了解しました。

それでは、その下の固定資産購入費ということで、土地であって事業量が増したということでありまして、この金額の詳細というのをお聞きいたします。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 内訳ですけれども、164万5,000円の内訳としましては、土地購入費94万5,000円、面積にしまして約2,100平米ほど、そして補償費としましては立ち木補償70万円、購入する土地に立っている立ち木、主に杉でございますけれども、273本ほどを予定をしております。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 土地代が2,100平米ほどであって94万5,000円、立ち木補償が70万円ということで、土地代と立ち木補償余り変わらないのですね。これ相場の、立ち木補償というのはちゃんと要綱があつて、それに基づいて立ち木補償をしているのか、それとも一般の伐採するときの伐採料金を含めて、それから木材の石単価を含めて、それを加味しての値段設定なのか、その辺はどうなっているのですか。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） この詳細について私ちょっと把握していないのですけれども、内容としましては、伐採に係る費用も含めまして、用対連といいますか、そちらのほうで単価、例えば杉であれば胸高直径幾らの場合は補償費幾らという単価があるはずなのです。そういったものを使って、これ業務委託していますけれども、業務委託をして立ち木の補償費用関係を積算をしてもらっていますが、内容的には個々に定めるというよりは、県で定めている単価、国で定めている単価が、ちょっと統一化しているかわかりませんが、町のほうで独自につくったというよりは、こういった公的なところで定められている単価を使った上での積算というふうに考えております。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） そうすれば、立ち木補償という名称なのですが、そこに伐採費用も含め当事者にお上げすると。その費用で土地の持ち主が伐採ないしは木の処分をするということでもいいのですね。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） これまで私がやってきた知っている内容から言えば、その補償費用で山からとにかく期間内に撤去してくださいと、伐木をして持ち出してくださいというところまでが補償費用。ですので、杉の木であれば用材林でありますので、これは価値がありますので、逆に言えばもっと細い果樹なんかでもかえって高い場合があります。果樹は果樹の単価ですし、用材林は用材林の単価でありますので、そういった価値を考慮した形の補償費という形になります。とにかくこちらで補償するというのは期減を切っていますので、その期限内に伐木をして撤去するまでの費用というふうに考えております。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9 番（高橋冠治君） 俗に言う立ち木を伐採して、更地まではいかないけれども、これどこまで、根っことは取らなくてもいいという考えで、伐採だけということでありますか。

（何事が声あり）

9 番（高橋冠治君） わかりました。

期限を切つてという話がありました。その期限というのはいつなのですか。

委員長（菅原和幸君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 年度内には撤出してもらうということでございます。

委員長（菅原和幸君） 9番、高橋冠治委員。

9 番（高橋冠治君） 年度内ということであります。しっかりした施設ができればいいことを願ひまして、私の質問は終わります。

委員長（菅原和幸君） これで9番、高橋冠治委員の質疑は終了いたします。

（「委員長、休会を求めます」の声あり）

委員長（菅原和幸君） 4番、筒井義昭委員。

4 番（筒井義昭君） 休会理由を申し上げます。ただいま9番、高橋冠治委員の質疑の最中に、ブランド推進協議会の消費税未納に関して、5年間にしましては納めると、
、本人からも削除願というのが口頭であったわけですがけれども、議会運営委員会を開きまして、削除に関して本人からも正式に削除願を出していただき、議会運営委員会で決定したいと思ひますので、そのことに関する議会運営委員会の開催をお願いしたいと思ひますので、休会を求めます。

委員長（菅原和幸君） 暫時休憩いたします。

（午後2時40分）

休

憩

委員長（菅原和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時53分）

委員長（菅原和幸君） 休憩中に議会運営委員会を開催しました。協議の結果を議会運営委員長から報告願ひます。

議会運営委員会委員長（土門治明君） 先ほど高橋委員の質問の途中に、不適切な発言についての削除の申し出がありましたので、早速議会運営委員会を開催して協議をした結果、削除の許可をしましたので、ご報告いたします。

委員長（菅原和幸君） 引き続き審査を続けます。

10番、土門治明委員。

10 番（土門治明君） 3時までということですので。8ページ、委託料、人事評価制度構築・導入支援業務委託料として17万2,000円上がっております。この制度につきましては人事評価の導入ということでございますけれども、二、三年前から導入した制度でございますが、また前年よりはどのようにして活用しておるようか考えておりますでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） 人事評価制度構築・導入支援業務委託料で17万2,000円増額をお願いしたものでございます。今お話にありましたとおり、試行からスタートさせて3年目になりました。今年度は人事評価システムを導入しまして、それを活用した形での取り組みに転換を図っておるというものです。そういうこともありまして、この事業を軌道に乗せるために、毎年職員の研修を行って来てはいるのですが、さらにとりうふうなことで、今度1月開催を予定しておるのですが、研修の充実を図ろうということで、専門の方を呼びましてという形で業務委託をもって対応していくと、その不足が生じたということでの補正となりました。

この制度につきましては、ここは説明では人事評価というふうな行政用語で言っておりますが、町は独自に職員マネジメントシステムという言い方をしております。この職員マネジメントシステムを通じて、職員と年間を通じて段階、段階の面接を行う、その面接の場を活用してよく職員とコミュニケーションをとり合いながら、個々の職員の仕事のありようとか、場合によっては悩みだとか困り事だとか、そういったところに相談に乗ってやったりする中で、町としてのあるいは町民の期待に応えようと、それを踏まえた形で私たち管理職、あるいは係長段階でその期待を伝えて、同じ方向を向いて仕事に当たっていこうと、前向きな気持ちを引き出そうというような形で、そのことによって結果的に業務の内容が充実をして、町民に対しますサービスの向上を図っていくといった狙いを持っております。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） それでわかりました。大変有効な制度だと思います。

ただ、今回から概要表に詳しく補足説明を書いていただいております。その部分を概要表のほうの補足説明のほうで読んでみますと、多分これと同じ17万2,000円というふうになっておりますが、人事評価研修業務委託料となっており、名称が変わっておりますが、研修という文字が入っております。ということは、先ほど研修予定だということもありまして、この研修が入ったのかなと思うのですが、どうしてこっちのほうと違うようなことにしたのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） 特に深い意味はございません。具体的に申し上げれば、研修業務を1回から2回充実させようということでの意味合いでの研修委託料、広い捉えでこの事業の理念といいますか、ここにありまして、制度構築・導入支援業務委託というような形を、狭義にとるか広義にとるかというふうな形でのご理解をいただければよろしいかなと思います。

委員長（菅原和幸君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） わかりました。今回は研修のほうをもう一回ふやして重点的にやるものだから、この補正が生じたという捉え方でよろしいのかなと思います。

3時ちょっと過ぎましたので、もっとあるのですが、これで終わります。

委員長（菅原和幸君） これで10番、土門治明委員の質疑はこれで終了します。

それでは、先ほどの高橋冠治委員の質疑に対しまして、川俣地域生活課長のほうから答弁をお願いします。

川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 先ほど高橋委員のほうに私のほうで説明をしました杉の木の補償、この内容が違っておりましたので、訂正をさせていただきます。

本来であれば、先ほど言ったような形で、本人がそれを処理するような補償をするところでありますけれども、今回の杉につきましては、内容的に未成熟といいますが、用材になるようなものが余りなかった。太さも胸高直径で17センチから50センチ程度とばらつきがありまして、用材林として使うにはまだ未熟なものが多かったということもありまして、地権者との協議によりまして町が買い取る形で補償をすることが一つの条件として契約を締結するという話し合いになっております。それで、今回は町が買い取りをするための補償、先ほども言いましたけれども、単価については県で示している単価でございます。県単価によりまして算定をして、それでもって立ち木の補償を行うということであります。そのために、今年度中にまず地権者との立ち木補償の契約の締結を、この補正が通りましたら締結をさせていただきます、伐木につきましては、これから冬季に向かうということもありますので、春になって工事の進捗工程に支障がないような形で、伐木を町が行うという形になります。補償内容としましては、このような形で訂正をさせていただきます。

委員長（菅原和幸君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（菅原和幸君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

委員長（菅原和幸君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。本特別委員会に審査を付託された議第68号 平成29年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）、議第69号 平成29年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議第70号 平成29年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第71号 平成29年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議第72号 平成29年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第73号 平成29年度遊佐町水道事業会計補正予算（第3号）について、これを原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（菅原和幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、恒例によりまして各常任委員会及び議会運営委員会の委員長は直ちに委員会室にお集まり願います。

案文作成が終了するまで休憩いたします。

（午後3時06分）

休

憩

委員長（菅原和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時30分）

委員長（菅原和幸君） 報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

富樫議会事務局長。

局長（富樫博樹君） 報告書案文を朗読。

委員長（菅原和幸君） 本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま局長朗読のとおり本会議に報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（菅原和幸君） ご異議なしと認めます。

よって、局長朗読のとおり本会議に報告することに決しました。

これをもって補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

（午後3時32分）

遊佐町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名し提出します。

平成29年12月8日

遊佐町議会議長 堀 満 弥 殿

補正予算審査特別委員会委員長 菅 原 和 幸